

＜説明会テキスト＞

平成 1 9 年度 小売等役務商標制度説明会



特 許 庁

は じ め に

小売業者等がその業務に係る小売・卸売に使用する商標の保護制度を導入するための「意匠法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第55号）が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日より施行されました。これに伴い、同日より小売等役務商標の商標登録出願の受付が開始されました。

この改正は、商品の販売に付随するサービスを商標法上の役務に含まれるものと位置づけ、小売業者等が使用する商標を役務に係る商標として保護することができるようにしたものです。

特許庁では、上記の法律改正をうけて、関係政省令の整備を行うとともに、商標審査基準及び類似商品・役務審査基準の改訂を行いました。

本テキストは、上記の法律改正及び平成19年7月現在の審査基準等を踏まえて、小売等役務商標制度を説明するものです。

○ このテキストは平成19年7月 現在のものです。

目次

第1部 商標制度の概要	6
1. 商標とは.....	6
2. 商標の機能	6
3. 商標権	7
4. 商標出願の審査.....	8
(1) 出願から登録までの流れ	8
(2) 主な登録要件と不登録事由.....	9
第2部 小売業等の商標の役務商標としての保護	10
1. 役務商標としての保護の必要性.....	10
(1) 改正前の商標法による保護の問題点	10
(2) 国際的動向.....	11
2. 商標法第2条第2項の改正部分.....	13
(1) 商標法の改正内容	13
(2) 改正の内容とメリット	13
3. 小売等役務とその要素である個々のサービス活動	16
(1) 個々のサービス活動と小売等役務.....	16
(2) 通信販売の形態による小売等役務について.....	16
4. 小売等役務についての商標の使用	17
(1) 「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物 (譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。)に標章を付す る行為」(商標法第2条第3項第3号)	18
(2) 「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物 に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為」(商標法第 2条第3項第4号)	18
(3) 「役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供 を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付 したものを役務の提供のために展示する行為」(商標法第2条 第3項第5号)	18
(4) 「役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供 に係る物に標章を付する行為」(商標法第2条第3項第6号)	18
(5) 「電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚に よつて認識することができない方法をいう。次号において同 じ。)により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像 面に標章を表示して役務を提供する行為」(商標法第2条第3 項第7号)	19
(6) 「商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類 に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容と する情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為」 (商標法第2条第3項第8号)	19

5. 商品の商標と小売等役務の商標との関係.....	20
6. 小売等役務に係る商標の出願と審査.....	21
(1) 商標登録出願の手続（商標法第5条）.....	21
(2) 商標法第3条第1項柱書の登録要件の審査.....	21
(3) 識別力に係る登録要件の審査（商標法第3条第1項各号）.....	22
(4) 他人の氏名若しくは名称又はこれらの著名な略称等を含む商標の審査（商標法第4条第1項第8号）.....	23
(5) 先願登録商標との審査（商標法第4条第1項第11号）.....	23
(6) 小売等役務の補正について.....	25
第3部 小売等役務商標制度の施行時期と経過措置.....	28
1. 施行日.....	28
2. 小売等役務商標を使用するに際しての経過措置.....	28
(1) 他人の小売等役務の商標権に対抗して小売等役務商標を使用できる権利（改正法附則第6条第1項及び第3項）.....	28
(2) 混同防止表示請求（改正法附則第6条第2項及び第4項）.....	29
3. 優先権の主張等を伴う商標登録出願に関する経過措置（改正法附則第5条第3項ないし第5項、経過措置政令第3条）.....	29
4. 小売等役務に係る商標登録出願に関する経過措置（その1. 特例期間（改正法附則第7条））.....	29
(1) 先後願の審査に関する特例の必要性.....	29
(2) 特例期間中の出願についての先後願の審査に関する特例措置.....	30
5. 小売等役務に係る商標登録出願に関する経過措置（その2. 使用に基づく特例の適用（改正法附則第8条））.....	33
(1) 使用に基づく特例の適用の概要.....	33
(2) 使用に基づく特例の適用を主張するための手続.....	34
(3) 使用に基づく特例の適用を主張するための証明書類のポイント.....	37
(4) 使用に基づく特例の適用の可否に関する判断（改正法附則第8条第3項の趣旨）.....	45
(5) 使用に基づく特例の適用を認めない場合の取扱い.....	46
(6) 使用に基づく特例を適用した特例小売商標登録出願の審査（改正法附則第8条第3項及び第4項関係）.....	48
(7) 使用特例商標登録出願の重複登録に伴う調整措置（改正法附則第8条第5項関係）.....	53
第4部 不使用商標対策としての商標法第3条第1項柱書の運用の改善.....	54
1. 商標法第3条第1項柱書の運用の改善の背景.....	54
2. 商標法第3条第1項柱書の拒絶理由通知を通じた商標の使用又は使用意思の確認.....	54
(1) 小売等役務を指定役務とする場合、原則として、次を目安	

に出願人の業務を通じて商標の使用又は使用意思を確認します。	55
(2) 指定商品又は指定役務の全般については、原則として、商品及び役務の区分の1区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいる場合には、出願人の業務を通じて商標の使用又は使用意思を確認します。	55
3. 商標の使用又は使用意思を確認するための拒絶理由通知に対する対応	56
(1) 商標の使用又は使用意思の立証について	56
(2) 出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類について	57
(3) 出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行う予定があることを証明するための書類について	58
(4) 同一出願人による「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」の提出の省略について	59
4. 出願人の子会社等の業務に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務とした商標登録出願の取扱い	61
(1) 出願人との関係が会社法上の子会社である場合	61
(2) 出願人との関係が会社法の子会社であるとの要件を満たさないが①資本提携の関係があり、かつ、②その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合	61
(3) 出願人との関係が団体の構成員である場合	62
(4) 出願人との関係が加盟店である場合	62
5. この取扱いの開始時期	62
第5部 引用商標権者による取引の実情の説明書等の第4条第1項第11号に関する審査への反映について	63
1. 引用商標権者による取引の実情を審査に反映させるための運用の背景	63
2. 先行登録商標との類否審査における引用商標権者による取引の実情についての説明の有効性	63
3. 商標法第4条第1項第11号の趣旨との関係	63
4. 取引の実情の第4条第1項第11号に関する審査への反映について	64
(1) 本取扱いの対象	64
(2) 取引の実情を示す説明書及び証拠	65
(3) 説明書及び証拠を参酌した審査の概要	66
5. この取扱いの開始時期	66
資料編	67
1. 商標法（改正条文（抜粋））	68
2. 意匠法等の一部を改正する法律附則（商標法関係部分（抜粋））	70

3. 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令〔商標関係抜粋〕	74
4. 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令〔商標関係抜粋〕	76
5. 小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書（様式第一）	80
6. 出願人名義変更届（様式第二）	84
7. 使用に基づく特例の適用に係る承継の届出書（国際商標登録出願）（様式第三）	92
8. 商標法施行令（第1条）の別表	94
9. 「類似商品・役務審査基準」（第28類、第35類 小売等役務（抜粋））	95
10. 特許法等と共通の改正	108
11. 主な問い合わせ先	110

第1部 商標制度の概要

1. 商標とは

商標とは、事業者が自己の取り扱う商品又は役務（サービス）を他人の商品又は役務と区別するために、その商品又は役務について使用するマーク（標識）をいいます。商標には、大きく分けると商品について使用する商標と役務について使用する商標の二つがあります。特に、役務について使用するマークを「サービスマーク」という場合もあります。

商品に関する商標の例

Panasonic

役務に関する商標の例



2. 商標の機能

商標は、実際の取引において商品又は役務を識別するための標識として使用することによって、以下のような役割を果たします。

- ① 商品又は役務の出所を表示する機能（出所の表示）
同一の商標を付した商品は、いつも一定の生産者又は販売者によるものであることを、また、同一の商標を表示した役務はいつも一定の提供者によるものであることを示す機能。
- ② 商品の品質又は役務の質を保証する機能（品質の保証）
同一の商標を付した商品、または役務は、いつも一定の品質または質を備えているという信頼を保証する機能。
- ③ 商品又は役務の広告的機能（広告・宣伝）
商標を広告に使用することにより、その事業者の商品または役務であることを需要者・消費者に伝え、商品または役務の購買・利用を喚起させる機能。

3. 商標権

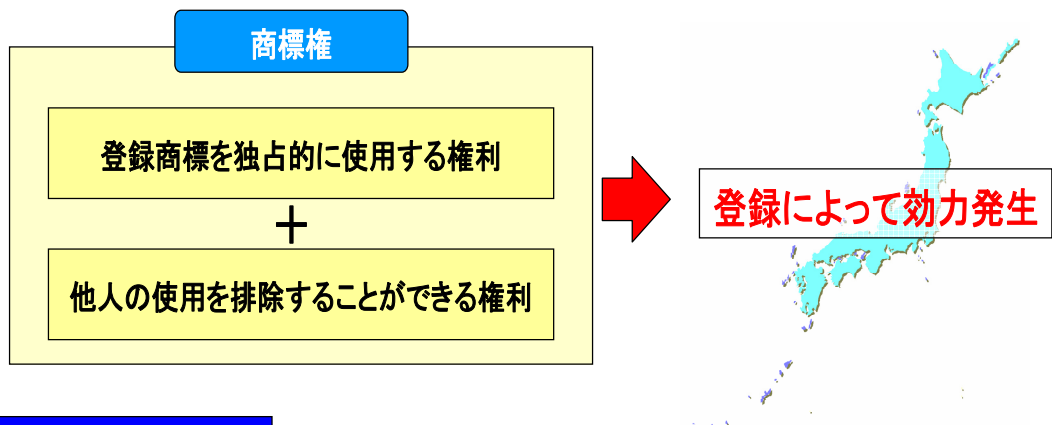
商標登録が認められると、その出願人には商標権者として商標権が与えられます。商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標を使用する権利を専有します。また、商標権者は、商標が同一又は類似であって、かつ、商品又は役務も同一又は類似の関係にある範囲で、他人の商標の使用を排除できます。仮に、他人が侵害行為をした場合は、民事上は差止請求や損害賠償請求等が可能となります。侵害者には刑事罰が科せられることもあります。

ただし、自己の名称や商品又は役務の内容、品質等を普通に表示する行為などには効力が及びません。

なお、商標権の存続期間は登録の日から10年ですが、更新することができます。

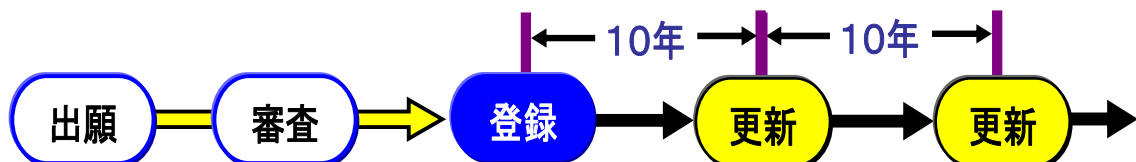
商標権の効力の及ぶ範囲

独占権・排他権という性格をもつ商標権の効力は、全国的に及びます。



商標権の存続期間

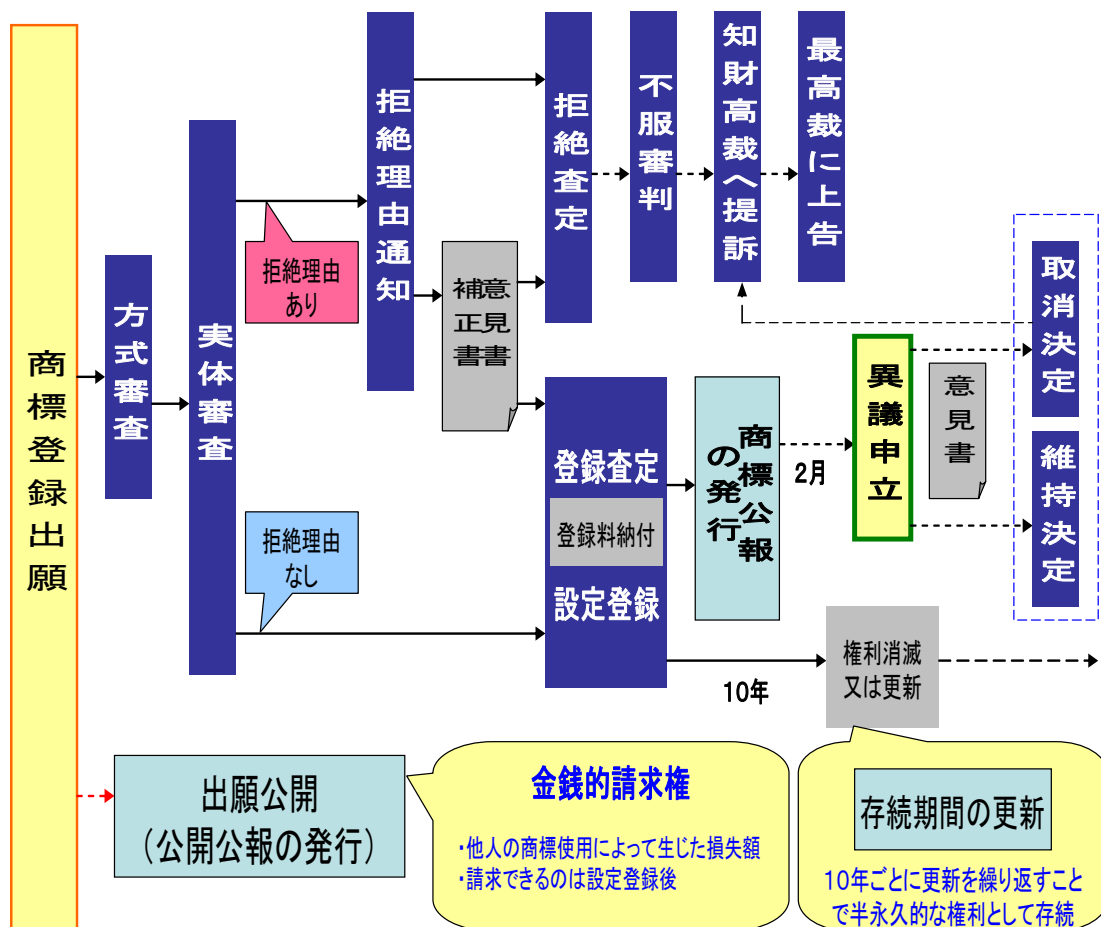
商標権は10年間存続し、**更新登録申請**によって**更新**することができます。



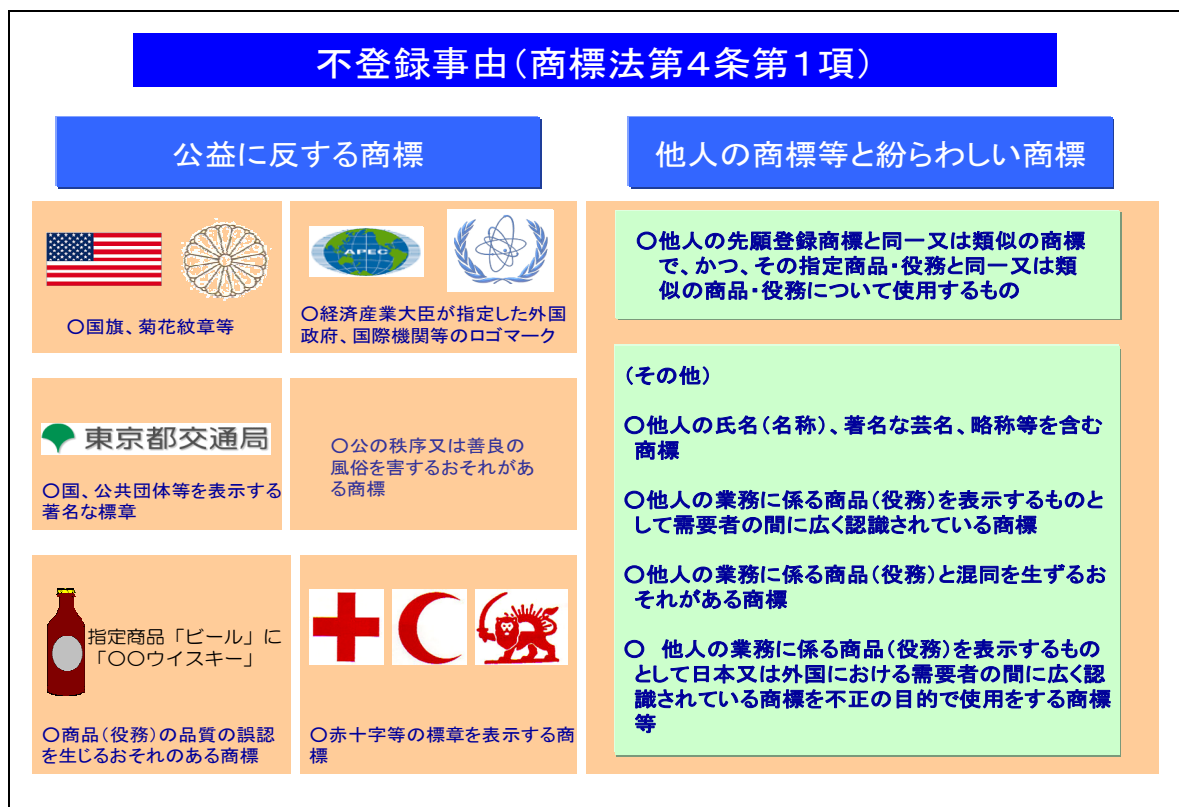
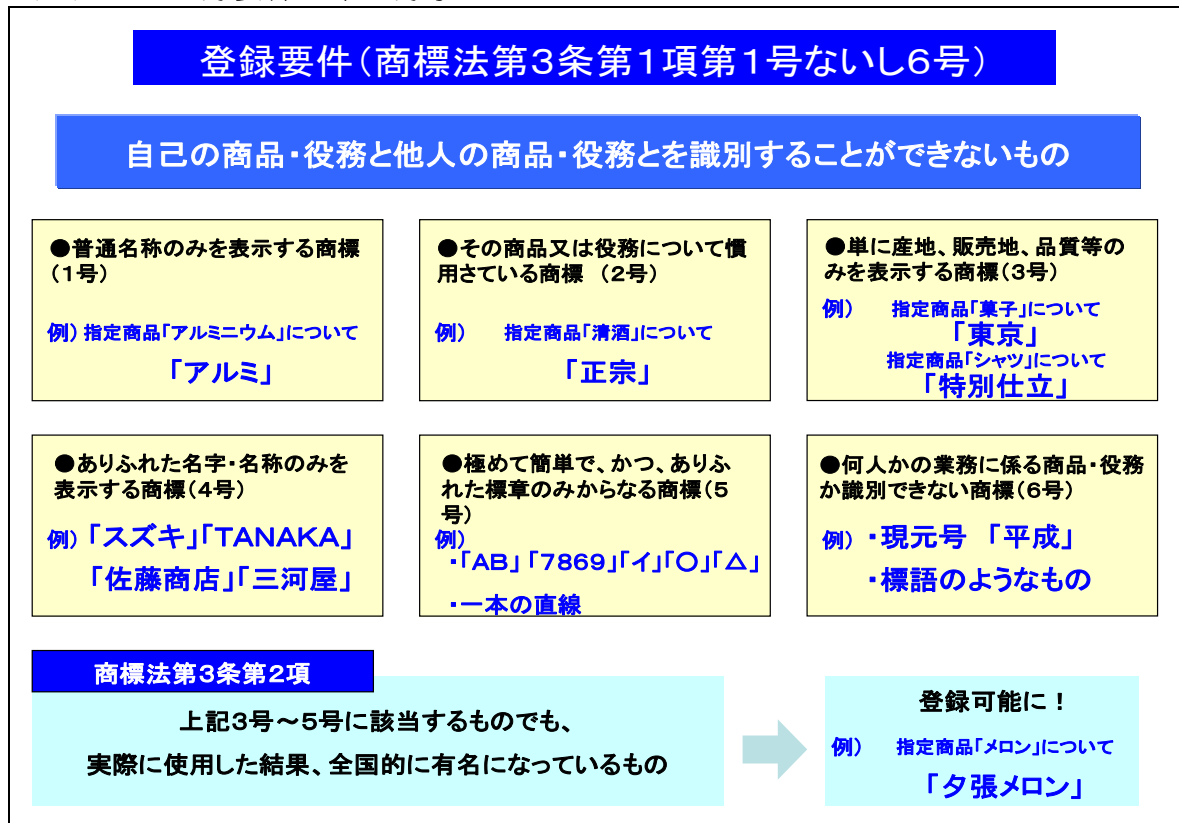
4. 商標出願の審査

(1) 出願から登録までの流れ

商標登録をするためには、特許庁に対して商標登録願を提出する、すなわち商標登録出願する必要があります。商標登録出願されると、以下の流れに沿って登録できるかどうか審査されます。拒絶査定に対して納得がいけない場合は、審判を請求することができ、それでも納得がいけない場合には、裁判所へ提訴することもできます。



(2) 主な登録要件と不登録事由



[第1部について以上]

第2部 小売業等の商標の役務商標としての保護

1. 役務商標としての保護の必要性

(1) 改正前の商標法による保護の問題点

① 改正前の商標法による保護

商標法が保護の対象とし、商標登録できる商標には「商品」について使用する商標（商標法第2条第1項第1号）と「役務」について使用する商標（商標法第2条第1項第2号）があります。

ところで、小売業者及び卸売業者（以下、「小売業者等」といいます。）は、店舗設計や品揃え、商品展示、接客サービス、カタログを通じた商品の選択の工夫等といった、顧客に対するサービス活動を行っています。しかし、これらのサービス活動は、商品を販売するための付随的なサービスであること、また、対価の支払いが、販売する商品の価格に転嫁して間接的に支払われ、当該サービスに対して直接的な対価の支払いが行われていないことから、商標法上の「役務」^(注)には該当しないとされていました。そのため、小売業者等がサービス活動に使用する商標は、今回の商標法の改正（意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号））の施行前（平成19年4月1日より前）までは「役務」に係る商標としては保護されていませんでした。

ただし、小売業者等が商品について使用をする商標は、「業として商品を（中略）譲渡する者がその商品について使用をするもの」（商標法第2条第1項第1号）にも該当しますから、「商品」に係る商標としての範囲内では商標法による保護が図られてきたといえます。

このため、小売業者等は、自己が使用する商標について商標法上の保護を求める場合には、自らが販売する商品の商標権を取得して、商品に係る商標としての保護を受けるにとどまっていた。

【ワンポイント】 参考となる判決（要約）

◇シャディ事件 平成11年（行ケ）第390号 東京高等裁判所

→ カatalog通信販売について、商品の販売に伴い付随的に行われる労務又は便益にすぎず、商標法にいう「役務」に該当しない。

◇ESPRIT事件 平成12年（行ケ）第105号 東京高等裁判所

→ 店舗設計・商品展示、接客サービスが顧客に対する労務又は便益であるとしても、サービス自体が独立して取引の対象となるものではない。

^(注) 商標法上の役務：従来の商標法では、洋服のクリーニングサービスのように、そのサービスの対価を支払って、供されるもののみを「役務」としていました。無償のおまけとして提供されるようなものは、サービスと呼ばれていても、商標法上の役務とは認められていませんでした。

② 商品に係る商標としての保護の問題点

商品に係る商標は、「その商品について使用をするもの」（商標法第2条第1項第1号）と定められており、その使用行為は商標を「商品又は商品の包装に」付したり（商標法第2条第3項第1号、同第2号）、商標を「商品に関する」広告、価格表等に付したものを展示したりする行為（商標法第2条第3項第8号）と規定されています。そのため、小売業者等が使用する商標を商品に係る商標として保護するにすぎない改正前の保護には次のような問題がありました。

- (i) 小売業者等が取扱商品に商標を貼付したり、チラシに販売商品と共に商標を表示したりすることは商品商標として保護することはできましたが、例えば、店内のショッピングカートに社標が表示してあったり、接客サービスをする店員の制帽・制服・名札に社標を付し、その制服等を着用してサービスを提供することは、商品との具体的な関連性を見いだせないことから、商品に係る商標としての商標権では保護されていませんでした。このため、改正前の商標法の下では、小売業者等の商標の保護には限界がありました。
- (ii) 多くの種類の商品を取り扱う小売業者等が商標登録する場合、小売業者等はその多くの取扱商品を指定して商標登録しなければなりませんが、そのためには、多数の区分に分類された商品を指定して出願しなければならず、区分の数に応じて課されている出願手数料や登録料、その後の維持費用等^(注)が大きな負担となっていました。

(2) 国際的動向

① 諸外国の現状

サービスマーク制度について長い歴史をもつ米国においては、以前から、小売業者等の顧客に対するサービス活動は、独立したサービスとして取り扱われていました。

また、我が国と同様、小売業者等の商標をサービスマークとして認めてこなかったイギリスにおいても、小売業者等の商標に係る信用はそのサービスに基づいていることなどを理由として2000年10月から、さらに、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）においても2001年3月から、小売業者の使用する商標をサービスマークとして保護することを認めています。

(注) 商標に関する出願手数料及び登録料等は、次のとおりです。

- ① 商標登録出願の手数料：1件につき6千円に1の区分につき1万5千円を加えた額
- ② 登録料：1件ごとに、6万6千円に区分の数を乗じて得た額
- ③ 更新登録料：1件ごとに、15万千円に区分の数を乗じて得た額

② ニース協定の動向

従来は、ニース協定の国際分類の類別表における第35類の注釈では、「主たる業務が商品の販売である企業」の活動にあたるサービスを含まないことが明記されていました。しかし、平成19年1月のニース協定の国際分類第9版の発効に伴い国際分類の類別表の第35類の注釈が改正され、小売店等により提供されるサービスが第35類の役務として含まれることが明記されるとともに、この類には含まないとされていた「主たる業務が商品の販売である企業」の活動の文言は削除されることとなりました。

【ワンポイント】 ニース協定

協定の締約国において標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類である国際分類を採用することを目的に、パリ条約第19条の特別の取極として、1957年にニースで締結された協定であり、国際分類は類別表並びに商品及びサービスのアルファベット順の一覧表から構成されています。

我が国は1990年2月にニース協定に加盟し、1992年4月1日にサービスマーク登録制度を導入したことに合わせ、各国が国際分類を主たる分類として採用していることを踏まえ、国際的な制度調和の観点から、商標登録出願の際の商品及び役務の区分を国際分類に即して定めることとし、国際分類を主たる体系として採用しています（商標法6条2項、商標法施行令別表、商標法施行規則別表）。

〈参考〉ニース国際分類 類見出し及び注釈（第9版）平成19年1月1日発効
下線部は第9版として追加された部分、取消線部は今回削除された部分です。

第35類 広告 事業の管理 事業の運営 事務処理

注釈

（略）

この類には、特に、次のサービスを含む。

他人の便宜のために各種商品を揃え（運搬を除く）顧客がこれらの商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること。当該サービスは、小売店、卸売店、カタログの郵便による注文、またはウェブサイトまたはテレビのショッピング番組などの電子メディアによって提供される場合がある。

（略）

この類には、特に、次のサービスを含まない。

~~主たる業務が商品の販売である企業、すなわち、いわゆる商業に従事する企業の活動。~~

（略）

CLASS 35

This class includes, in particular:

- the bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods (excluding the transport thereof), enabling customers to conveniently view and purchase those goods; such services may be provided by retail stores, wholesale outlets, through mail order catalogues or by means of electronic media, e.g., through web sites or television shopping programmes.

- This class does not include, in particular:

~~- the activity of an enterprise the primary function of which is the sale of goods, i.e., of a so-called commercial enterprise;~~

2. 商標法第2条第2項の改正部分

(1) 商標法の改正内容

商標法上の役務に、「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」が含まれるものとする旨規定しています（商標法第2条第2項）。

◆商標法第2条（下線部が改正部分です。）

第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

2 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

3～6 （略）

(2) 改正の内容とメリット

- ① 小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する総合的なサービス活動が、商標法上の役務に含まれるとする規定を商標法第2条第2項に新たに設けました。この結果、小売業者等により使用される商標を商標法上、役務に係る商標として保護することが可能になりました。その保護の基本的内容は、小売等役務以外の役務（例えば「ドライクリーニング」）に係る商標と同様です。
- ② 商標法第2条第2項では、小売業及び卸売業において顧客に提供する総合的なサービス活動を「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と規定していますが、その内容は、小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動（商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげるもの）（以下、「小売等役務」といいます。）です。
- ③ 小売等役務について使用する商標を役務に係る商標として保護するに際して、その他の商標法の条文の改正はなく、商標法上の役務として従来からの各規定がそのまま適用されることとなります。例えば商標の使用の定義（商標法第2条第3項）、商標登録の要件（商標法第3条）、及び侵害とみなす行為（商標法第37条）等については、小売等役務以外の役務に係る商標と同じ規定が適用されます。

- ④ この改正の結果、例えば、百貨店を例に挙げると、商品の品揃え、豊富な商品知識を有する店員による接客のようなサービス活動については、従来の商標法の下では、百貨店が個々の取り揃えた商品との関連でしか自己の商標が保護されていなかったもので、商品の品揃えをしている店舗に設置されたショッピングカートや買い物かごに名称を表示したり、接客する店員の名札に社標を表示するような商標は、保護されていませんでしたが、商標法の改正によって、それらに表示する商標も小売等役務という「役務」について使用する商標と認められることから、商標法により、商標として保護することが可能となりました。
- ⑤ また、小売等役務は、その取扱商品が多種類の商品分野に及ぶ場合でも、ニース協定の国際分類によれば、第35類という一つの区分に属する役務であることから、小売業者等が自己の商標を小売等役務に係る商標として商標登録する場合には、改正前のように多数の区分に出願する必要がなく、第35類という一つの区分に出願すればよいので、取扱商品の範囲に応じて区分の数が多くなって出願手数料や登録料等の負担が大きくなるということはありません。

【ワンポイント】 卸売業における商標も小売業と同様に保護する理由

小売業と卸売業は、単にサービス活動の対象となる顧客が流通業者等の事業者であるか、一般の消費者であるかが異なるにすぎないため、卸売の業務においても顧客に対するサービス活動が行われており、かつ、そこで使用される商標がそのサービス活動の出所を表示するものであれば、商標法上の役務として保護することとしたものです。

※ご注意

このテキストでは、「小売等役務」との表現を便宜的に使っていますが、実際に商標登録出願の手続をするときは、例えば「被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」のように記載してください。

小売業者等が使用する商標をサービス（役務）マークとして保護

小売業者等の方々は様々なところで商標を使用しています



ショッピングカート等に表示する商標のように、個々の商品に商標が表示されていない場合には、商標の保護が及んでいませんでした。

取扱商品に商標を表示して使用しているので、商品商標として保護されています。

小売業者の方々の利便性向上のため小売等役務商標制度を4月1日より導入しました。

メリット1

従来の商品商標でも保護されていた値札、折込みチラシ等に加え、ショッピングカート、買い物かごや店員の制服等に表示する商標も包括的に保護されることとなりました。

小売業者等が使用する商標をサービス（役務）マークとして保護

商品商標としての保護

商標: **ABZ**

指定商品

第29類 食肉

第30類 菓子、調味料

第31類 野菜、果実

第32類 清涼飲料

第33類 日本酒、洋酒

* 出願手数料 81,000円

登録料 330,000円

更新料 755,000円

合計 1,166,000円

(5つの区分の商品を指定した場合)

本改正により
可能となった

サービス（役務）マークとしての保護

商標: **ABZ**

指定役務

第35類 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

* 出願手数料 21,000円

登録料 66,000円

更新料 151,000円

合計 238,000円

メリット2

商品商標を取得する場合、取り扱う商品が多種類の商品分野に及ぶと、登録のための手続費用が高額になっていました。

しかし、小売等役務商標として登録する場合は、小売等役務として一つの区分(第35類)で商標権の取得をすることができるため、より低廉に権利を取得することができるようになりました。

3. 小売等役務とその要素である個々のサービス活動

(1) 個々のサービス活動と小売等役務

改正後の商標法では、小売業者等の提供する総合的なサービス活動全体を一括りにして一つの小売等役務として保護します。

そのため、その総合的なサービス活動の要素である個々のサービス活動を個別に商標法上の役務として取り扱うものではありません。

例えば、「靴」の小売等役務においては、取扱商品である「靴」の販売に付随して提供される総合的なサービス活動を一括りにして一の役務とするものです。

この場合に、靴を試し履きするために腰掛ける椅子、試し履きのために床に敷くマットの提供、靴べらの提供のそれぞれのサービス活動を個別に小売等役務として保護するものではありません。

したがって、「靴の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する靴べらの提供」のようなサービス活動を小売等役務として、商標登録出願において指定することはできず、商標権も取得できません。このような場合には、商標法施行規則の別表第35類の小売等役務の例示を参考に、「靴の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と役務を指定します。

(2) 通信販売の形態による小売等役務について

通信販売（テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどの媒体を利用するもの）も、商品の販売業を行っており、その業務において商品選択を容易にすることや、商品の説明など、顧客に対する便益の提供を行っているものといえます。

したがって、小売等役務は、現実の店舗内における便益の提供に限るものではなく、通信販売を業として行う者が通信販売におけるサービス活動に用いている商標も小売等役務の商標として保護を受けることができます。

ただし、インターネット上の仮想商店街に関するものであっても、小売業者等に販売の場（コンピュータサーバ内のエリア）を提供しているのみで、商品の小売又は卸売を行っていない事業者は、小売又は卸売の業務において役務を提供しているということとはできません。

〔ワンポイント〕 小売等役務を構成する個々のサービス活動

商標法の改正により小売業者等の提供する総合的なサービス活動全体を一括りにして一つの小売等役務として保護することとしましたが、小売等の業務において商品販売に付随したサービスであることに変わりはないため、個々のサービス活動を独立したものとして指定することはできません。小売等役務の構成要素と考えられる商品の小売又は卸売において小売業者又は卸売業者が顧客に対して行う個々のサービス活動の代表的なものを以下に紹介します。

- ① 商品の品揃え
顧客が広い商品範囲から気に入った商品を選択できるように、様々な商品を揃えるものです。
- ② 商品の陳列
商品の陳列には、店舗内における顧客の動線を考慮した上で、工夫された売り場の配置により顧客の商品選択の便宜を図る場合なども含まれます。
- ③ 接客サービス（商品購入の際の店員による商品の説明・助言など）
- ④ ショッピングカート・買い物かごの提供
- ⑤ 商品の試用（例えば、試着室の提供、電気製品の試用の場の提供など）
- ⑥ 商品の包装・紙袋・レジ袋の提供
- ⑦ 通信販売においては、次の（i）、（ii）のようなものが挙げられます。
 - （i） 通信販売（郵便や電話を利用する形態のもの）においては、顧客の商品選択の便宜のために、販売する商品のレイアウト等を工夫したカタログの提供
例えば、ファッション関連の商品の通信販売カタログ上の品揃えでは、TPOに応じた衣服、かばん、靴、装身具などをトータルコーディネートしたときの状態を顧客が視認できるような、商品の掲載方法を工夫したカタログにより商品の選択の便宜を図ること
 - （ii） インターネットサイトを通じた通信販売においては、（i）のような商品の選択の工夫を顧客がインターネットに接続して、端末画面上で視認できるようなサイトを作成して商品の選択の便宜を図ること

4. 小売等役務についての商標の使用

小売等役務についての商標の使用は、次の（1）から（6）のとおりです（商標法第2条第3項各号）。

なお、次に該当することをもって、小売等役務商標としての使用のみに限定されるものではありません。小売等役務商標としての使用に該当すると同時に、そこで取り扱われる商品の出所を表示するための商品商標としての使用といえる場合もあります。

- (1) 「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。）に標章を付する行為」（商標法第2条第3項第3号）

小売等役務についての「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物」としては、例えば、次のような物品が考えられます。したがって、それらの物に標章を付する行為が該当することになります。ただし、取扱商品等については、個別の商品の出所のみを示すような表示態様（商品に直接、刻印や印刷して表示する態様等）で標章を付す場合を除きます（20頁、第2部5.を参照）。

- ① 店舗内の販売場所の案内板（各階の売り場の案内板）
- ② 店内で提供されるショッピングカート・買い物かご
- ③ 陳列棚
- ④ ショーケース
- ⑤ 接客する店員の制服・制帽・名札
- ⑥ 試着室
- ⑦ その取扱商品や包装紙、買い物袋

〔ワンポイント〕 取扱商品と「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物」の関係について

取扱商品そのものも、小売等役務の提供に際して、品揃え、陳列等の対象となるものであり、商品の品揃え、商品の陳列等の小売等役務の出所を表示する限りでは、小売等役務においては「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物」といえます。

- (2) 「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為」（商標法第2条第3項第4号）

上記(1)の行為（付する行為）の後で、標章を付した物を利用して役務を提供することを「使用」とするものです。

- (3) 「役務の提供の用に供する物（役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。）に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為」（商標法第2条第3項第5号）

小売業や卸売業において、例えば、顧客が、手にとって実際に商品の確認を行うために店頭に表示された商品見本に標章を付して展示する行為があげられます。

また、商品の会計用のレジスターに標章を付して会計用カウンターに設置するような行為です。

- (4) 「役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為」（商標法第2条第3項第6号）

商品の販売である小売又は卸売の業務において提供される小売等役務の

特徴を踏まえると、直ちに顧客の所有する物に標章を付する行為を想定することはできませんが、商標法上、小売等役務商標の使用行為から除かれているわけではありません。

なお、従来からの一般的な商標法の役務における該当例としては、クリーニングの役務のように、顧客が持ちこんだ物品（例えば、ワイシャツ）に、クリーニングを施した後、納品するにあたりクリーニング済の衣服に標章を表示した下げ札等を付する行為です。

- (5)「電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為」（商標法第2条第3項第7号）

テレビ、インターネットサイトでの通信販売における小売等役務に使用する行為です。例えば、顧客のコンピュータディスプレイに表示されるインターネットサイト上に標章を表示して商品の販売のために商品の品揃え、商品説明などを行うことです。

- (6)「商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為」（商標法第2条第3項第8号）

例えば、次のような広告的な標章の使用行為などです。ただし、個別の商品の出所のみを示すような表示態様のものは、小売等役務の使用とは認められません（本テキスト第2部5．を参照）。

- ① 標章を付した看板を小売店の店舗屋上に設置すること
- ② 電車内の吊り広告（広告内に標章を付したもの）
- ③ 新聞広告（広告内に標章を付したもの）
- ④ 新聞の折り込みチラシ（チラシ内に標章を付したもの）
- ⑤ 店舗内で商品カタログ・価格表（商品カタログ・価格表内に標章を付したものを）を展示、頒布すること
- ⑥ インターネットサイト上で取扱商品の広告を表示する際に、標章を表示すること

5. 商品の商標と小売等役務の商標との関係

小売業者等の商標であっても、プライベートブランドの商品（スーパーのような大手小売業者が自社の顧客に合わせて独自に開発し、メーカーに発注して商品化したもの等）に、製造段階で行われるような方法により表示された商標は、メーカーの商標と同様に、商品と密接な関連性を認識させ、商品の出所を表す商品に係る商標と考えられます。

一方、接客に当たる店員の制服や陳列棚、さらに、売場のショッピングカートや買い物かごなどに表示される商標は、特定の商品との密接な関連性ではなく、店員による商品説明サービスや陳列棚に並べられる各種商品の取り揃えサービス、店舗内を顧客が移動する際に商品を持ち運びやすくするためのサービスなどの小売業者の顧客向けサービスを認識させることから、商品の出所ではなく、小売等役務の出所を表示するものと考えられます。

しかし、商標法上の「使用」の定義を踏まえると、商品や商品の包装、広告等には、商品に係る商標と小売等役務に係る商標のいずれの商標も表示されます。これらの物に表示された商標が商品に係る商標と小売等役務に係る商標のいずれであるかについては、例えば、次のとおり、商標の表示態様に応じ判断することになります。

① 取扱商品、商品の包装に表示された商標

商品そのもの（例えば、石けん）に商標を直接刻印したり、商品の専用容器（例えば、缶コーヒーの缶）に直接印刷するような商標の表示態様は、商品が流通に置かれてから事後的に小売業者等が表示したものとして認識されるとは考え難く、商品に係る商標としてのみ認識されるといえるものです。

一方、例えば、デパートやコンビニエンスストアなどにおける商品の値札のシール、包装紙などに付された商標については、商品が流通に置かれてからも事後的に容易に表示し得るものであり、その商標の表示態様及び使用の実情等を勘案すれば、小売等役務の出所をも表示するものと考えられますから、小売等役務についての商標の使用といえます（ただし、これらが小売等役務についての使用であることをもって、商品についての使用であることが否定されるわけではありません。小売等役務についての使用に該当すると同時に、そこで取り扱われる商品の出所を表示するための商品についての使用といえる場合もあります。）。

② 商品の広告等に表示された商標

商品の広告等については、例えば、食料品スーパーの広告チラシに掲載される目玉商品の写真と価格の表示箇所付近に表示された商標は、需要者からみて、商品の出所を表す製造者の商標と認識されます。

一方、その広告チラシの隅に（枠外に）、小売業者等の商標を表示することは、需要者からみて広告チラシに掲載される商品を取り扱う小売等役務の出所を表すものとして認識されますから、それは小売等役務の商標の

使用と認められるものです。

6. 小売等役務に係る商標の出願と審査

(1) 商標登録出願の手続（商標法第5条）

小売等役務に係る商標を出願するためには、これまでと同様の下記のような願書の様式を利用し、小売等役務を指定して商標登録出願を行います。

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 ○○○○○○
(【提出日】 平成○○年○○月○○日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第35類】
【指定商品（指定役務）】 ○○○の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
【商標登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 商標株式会社
【代表者】 商標 太郎 印 又は 識別ラベル
【電話番号】
【手数料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】 21000

小売等役務は商品及び役務の区分の第35類の役務ですから、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄には【第35類】と記載します。

また、【指定商品（指定役務）】の欄には、その指定役務が小売等役務であることやその取扱商品が明確になるように、類似商品・役務審査基準〔国際分類第9版対応〕（以下、「類似商品・役務審査基準」といいます。）や、商標法施行規則第6条の別表第35類の小売等役務の例示を参考に、「○○○の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」のように記載してください（○○○部分は、その小売等役務で取り扱う商品を表示します）。

※「円」や3桁ごとの区切り点(,)は記入しません。
※識別番号は、番号が付与されている人のみ記載します。
※書面による出願の場合のみ、押印又は識別ラベルを貼付します。

する便益の提供」のように記載してください（○○○部分は、その小売等役務で取り扱う商品を表示します）。

なお、上記基準や別表に自己の業務に係る小売等役務の例示がない場合は、例えば、類似商品・役務審査基準の商品表示、特許電子図書館（IPDL <http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>）の商標検索における商品・役務名リスト等を参考に「○○○」部分に範囲が明確な商品表示を挿入して小等役務を記載して下さい。

(2) 商標法第3条第1項柱書の登録要件の審査

商標法第3条第1項柱書は、自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標を登録することができる旨を定めているところ、不使用商標対策として、出願商標を使用する又は使用する意思があることを確認するため、運用の改善を行いました。

詳細は、本テキスト「第4部 不使用商標対策としての商標法第3条第1項柱書の運用の改善」（54頁）を参照してください。

（3）識別力に係る登録要件の審査（商標法第3条第1項各号）

小売等役務に係る商標についても、通常の商標と同様に、識別力に係る審査を行います。このため、小売等役務の取扱商品の普通名称や品質表示、ありふれた氏や名称等の多くは、小売等役務との関係においても、例えば、次のとおり自他役務の識別力を発揮するとは考え難いため、原則として商標登録を受けることはできません。

① 取扱商品の普通名称

商品「洋菓子」について商標「洋菓子」の商標登録出願については、商標が、商品の普通名称であることから商標登録を受けることはできません（商標法第3条第1項第1号、同法第15条）。

一方、それと同じ商標「洋菓子」を「洋菓子の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」について商標登録出願した場合には、取扱商品が小売等役務との関係では「提供の用に供する物」に当たるので、原則として、小売等役務についての提供の用に供する物を普通に用いられる方法で表すものに該当するとして商標登録を受けることはできません（商標法第3条第1項第3号、同法第15条）。

② 取扱商品の品質表示等

商品「果実」について商標「フレッシュ」の商標登録出願については、商標がその商品の品質（新鮮な果実であるという品質）を表示するものであることから原則として商標登録を受けることはできません（商標法第3条第1項第3号、同法第15条）。

一方、それと同じ商標「フレッシュ」を「果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」について商標登録出願した場合には、その役務そのものの品質等を表示するものではありませんが、商品の説明等において普通に使用されるものなので、原則としてこれを小売等役務について使用しても自他役務の識別力を発揮するものでないとして商標登録を受けることはできません（商標法第3条第1項第6号、同法第15条）。

③ ありふれた氏や名称

商品に係る商標については、ありふれた氏や名称を表示するにすぎない商標は原則として商標登録を受けることができないことになっていますが、小売等役務に係る商標も同様です。例えば、「TANAKA」、「中村」等のようなありふれた氏も、また、例えば、「鈴木商会」、「三河屋」、「阿波屋」等のように多くの事業者が利用し、ありふれた名称となっているものも、原則として商標登録を受けることはできません（商標法第3条第1項第4号、同法第15条）。

(4) 他人の氏名若しくは名称又はこれらの著名な略称等を含む商標の審査
(商標法第4条第1項第8号)

出願された商標が、他人の名称(「株式会社〇〇」等のフルネーム)や著名な略称を含むものであった場合は、その他人の承諾がない限り商標登録を受けることはできません。その逆に、他人が貴社の名称(フルネーム)等を出願した場合も、貴社の承諾がない限り商標登録を受けることはできません。

(5) 先願登録商標との審査(商標法第4条第1項第11号)

① 出願された小売等役務の商標は、小売等役務の商標と相互に先後願の審査を行います。

先に出願された他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、その登録商標の小売等役務と同一又は類似の小売等役務について使用をするもの(以下、商標と商品又は役務がこのような関係にある場合を「競合関係」とあるということがあります。)は、商標登録を受けることができないことになっています。このため、特許庁では、他人の先願登録商標との競合関係の審査をします。小売等役務が類似するか否かについては、「類似商品・役務審査基準」において同一の類似群コード(35K〇〇)が付与された小売等役務同士は類似するものと推定して扱います。

ただし、小売等役務商標制度導入のための経過措置として設けられた特例期間である平成19年4月1日から3月を経過する日までの間(「3月を経過する日」の6月30日が行政機関の閉庁日(土曜日)に当たるため、商標法第77条第1項において準用する特許法第3条第2項の規定により7月2日(月曜日)までとなります。)に出願された小売等役務に係る商標登録出願同士については、同日出願とみなす特例がある(附則第7条第3項、4項)ので、後述の「第3部 小売等役務商標制度の施行時期と経過措置」(28頁)を参照してください。

〔ワンポイント〕 「類似商品・役務審査基準」と類似群コード

類似群コードとは、商標登録出願の審査において類似と推定する商品・役務に共通のコードを付与することによって、その類似関係に沿った検索ができるように特許庁が付与しているコードです。出願人が付与するものではありません。

商標の審査において、同一の類似群コードを付与された商品・役務は、同一又は類似のものと推定して扱われていますので、出願する際は事前に特許電子図書館(I P D L <http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>)で類似群コードを利用して他人の先願又は登録商標がないか確認することをおすすめします。

なお、このコードは検索のために暫定的に付与されているもので、最終的には、各指定商品・役務の表示をご確認下さい。

(具体例1) 小売等役務の商標同士の先後願の審査

先 願

後 願

新月堂

SHINGETSU-DO

他人の先願登録商標
指定役務「薬剤の小売等役務」

後願商標
指定役務「化粧品の小売等役務」

「化粧品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(小売等役務の類似群コード〔35K10〕)について商標「SHINGETSU-DO」を出願したところ、「薬剤の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(小売等役務の類似群コード〔35K10〕)について、先願の他人の登録商標「新月堂」があった場合、双方の小売等役務が同一又は類似するものと推定して審査されること(同一の類似群コード〔35K10〕付与)及び商標同士も類似するものであることから、登録商標「新月堂」の存在により、商標「SHINGETSU-DO」は商標登録を受けることはできません(商標法第4条第1項第11号 同法第15条)。

② 出願された小売等役務の商標は、商品の商標と相互に先後願の審査を行います。

競合関係にある小売等役務に係る商標と商品に係る商標との間では、先後願の審査を行います。このため、他人の先願登録商標と競合関係にある場合、後願は商標登録を受けることができないことになっています。

小売等役務と類似する商品については、「類似商品・役務審査基準」を参照してください。この基準においては、小売等役務は、その取扱商品に対応して付与された商品の類似群コードと同一の類似群コードが付与されている商品と類似するものと推定して扱うこととしています。

ただし、いわゆる総合小売業に相当する「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(小売等役務の類似群コード〔35K01〕)については、商品に係る商標との間での先後願の審査は行いません。

(具体例2) 商品の商標と小売等役務の商標との先後願の審査

先 願	後 願
新月堂	SHINGETSU-DO
他人の先願登録商標 指定商品「薬剤」	後願商標 指定役務「薬剤の小売等役務」

「薬剤の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の小売等役務と類似する商品には[0 1 B 0 1]の類似群コードが付与されています。

「薬剤の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（小売等役務に類似する商品の類似群コード [0 1 B 0 1]）について商標「**SHINGETSU-DO**」を出願したところ、商品「薬剤」（類似群コード[0 1 B 0 1]）について、先願の他人の登録商標「**新月堂**」があった場合、商品と小売等役務が類似するものと推定して審査されること（同一の類似群コード[0 1 B 0 1]付与）及び商標同士も類似するものであることから、登録商標「**新月堂**」の存在により、商標「**SHINGETSU-DO**」は商標登録を受けることはできません（商標法第4条第1項第11号 同法第15条）。

(6) 小売等役務の補正について

- ① 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（以下「総合小売等役務」といいます。）を、取扱商品の内容が特定されている総合小売等役務以外の小売等役務（以下「特定小売等役務」といいます。）に変更する補正は、要旨の変更です。

また、特定小売等役務を総合小売等役務に変更する補正も、要旨の変更です。

そして、要旨の変更となる場合には、補正が認められません。

- ② 特定小売等役務について、その取扱商品の範囲を減縮した特定小売等役務に変更する補正は要旨の変更ではありませんが、その取扱商品の範囲を変更又は拡大した特定小売等役務に変更する補正は要旨の変更となります。

(具体例)

「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を「菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」とする補正は、取扱商品の範囲を「飲食料品」から「菓子及びパン」に減縮するものであることから要旨の変更ではなく補正が認められます。

一方、「菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」とする補正は、取扱商品の範囲を「菓子及びパン」から「飲食料品」に拡大するものであることから、要旨の変更となり補正が認められません。

- ③ 小売等役務を商品に変更する補正も、また、商品を小売等役務に変更する補正も、要旨の変更です。したがって、補正が認められません。

参考 小売等役務に係る商標権について

1. 小売等役務の商標権の発生

審査官による商標登録出願の登録要件等についての審査において、拒絶の理由を見いだせない場合には、登録査定がなされます。その後、登録料が納付されると、商標権の設定の登録により商標権が発生します（商標法第16条、同法第18条）。その商標権の内容は、基本的には、小売等役務以外の役務の商標権と同様といえます。

2. 小売等役務の商標権の内容

(1) 小売等役務に係る商標権者は、指定役務である小売等役務について登録商標の使用をする権利を専有します（商標法第25条）。

また、以下の①ないし③の行為は、商標権の侵害とみなされます（商標法第37条1号）。

- ① 指定役務について登録商標に類似する商標の使用
- ② 指定役務に類似する商品又は役務についての登録商標の使用
- ③ 指定役務に類似する商品又は役務についての登録商標に類似する商標の使用

(2) 商標権について使用権の設定ができます（商標法第30条、同法第31条）。

これは、登録商標と同一の商標を指定役務の範囲内の役務について使用するためのものであり、登録商標に類似する商標や指定した小売等役務に類似する商品、役務については、使用権の設定はできません。

(3) 商標権の効力が及ばない範囲

小売等役務の商標権についても、他の役務や商品の商標権と同様に商標権の効力の及ばない範囲（商標法第26条）があります。この範囲での第三者の商標の使用には商標権の効力は及びません。

3. 小売等役務の商標権の存続期間

通常の商標権の存続期間（10年間）と変わりありません（商標法第19条第1項）。また、存続期間の更新登録が認められることも、通常の商標権と変わりありません（商標法第19条第2項）

[第2部について以上]

第3部 小売等役務商標制度の施行時期と経過措置

1. 施行日

平成19年4月1日に施行されました。小売等役務を指定する商標登録出願も同日から受付を開始しました。

2. 小売等役務商標を使用するに際しての経過措置

(1) 他人の小売等役務の商標権に対抗して小売等役務商標を使用できる権利 (改正法附則第6条第1項及び第3項)

- ① 改正法の施行前においても小売等役務に係る商標が商品に係る商標の範囲内では保護されていたことを踏まえ、既存の取引秩序を維持し、円滑に小売等役務商標制度を導入するため、改正法の施行前から（平成19年3月31日以前から）日本国内で不正競争の目的でなく小売等役務について使用している商標は、他人が同一又は類似の小売等役務を指定役務とする同一又は類似の商標について商標権を取得した場合でも、施行の際にその商標の使用をして業務を行っている範囲内において、改正法の施行後（平成19年4月1日以後）も継続して、その小売等役務についてその商標の使用をできる権利（以下「継続的使用権」といいます。）が認められます。

なお、施行の際にその商標が継続的使用権を有する者の小売等役務を表すものとして需要者の間に広く認識されている場合は、施行の際に行っている業務の範囲に限られることなく、その小売等役務についてその商標を継続して使用できます。

- ② 継続的使用権の経過措置（改正法附則第6条第1項及び第3項）により、他人の小売等役務に係る商標権の行使に対しては、施行前からの商標の使用等を立証して継続的使用権を有する旨の抗弁をすることによって小売等役務について商標の使用を継続することができます。

しかし、商品に係る商標権や小売等役務以外の役務に係る商標権に対しては、継続的使用権による抗弁は認められません。小売等役務商標は、改正法の施行前においても、商品に係る商標としての範囲内では商標法による保護がなされており、商品に係る商標権や小売等役務以外の役務に係る商標権の行使をされる場合があったことから、そのような商標権との間では引き続き商標権の行使がなされ得ることになります。法改正前において商標権者からの権利行使の対象となりうる行為が、小売等役務商標制度の導入によって、権利行使の対象行為から外れることはないということです。

(2) 混同防止表示請求（改正法附則第6条第2項及び第4項）

継続的使用権が認められることに伴い、商標権者又は専用使用権者による商標権の行使が制限されることになるため、それに代わる措置として、商標権者又は専用使用権者には、継続的使用権を有する者に対して、その者の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべき請求をすることが認められます。

具体的にどのような表示にすべきかは個別の事例によりますが、商標の同一性が損なわれることになれば継続的使用権自体を認める条件を満たさないこととなり、継続的使用権を認めようとする改正法の意義が失われることから、商標の態様を変更するのではなく、例えば、自己の商号や営業地などを併記して需要者の混同を防ぐことが考えられます。

3. 優先権の主張等を伴う商標登録出願に関する経過措置（改正法附則第5条第3項ないし第5項、経過措置政令第3条）

施行日前の博覧会への出展に基づく出願時の特例や、施行日前の第一国出願に基づく優先権の主張がなされている小売等役務の商標登録出願については、施行日を博覧会への出展日や第一国出願の出願日とみなして商標登録の要件の審査をします。

4. 小売等役務に係る商標登録出願に関する経過措置（その1. 特例期間（改正法附則第7条））

(1) 先後願の審査に関する特例の必要性

商標登録制度は、通常、先の出願を優先して登録する先願登録主義を採用しています。

しかし、小売等役務商標制度の導入に当たっては、次の①及び②等の事情を考慮して、平成19年4月1日から3月を経過する日までの間（「3月を経過する日」の6月30日が行政機関の閉庁日（土曜日）に当たるため、商標法第77条第1項において準用する特許法第3条第2項の規定により7月2日（月曜日）までとなります。以下「特例期間」といいます。）に出願された小売等役務を指定役務とする出願（以下「特例小売商標登録出願」といいます。）の審査については、先後願の審査に関する特例が設けられています。

- ① 改正法施行日である平成19年4月1日に小売等役務に係る商標登録出願が集中することによる出願人及び特許庁の事務負担を軽減する必要性があること。
- ② 小売等役務に係る商標は、平成19年4月1日より前においては、商品に係る商標の範囲内では保護されてきたものであり、商品に係る商標として出願したときは、競合する先行商標の存在により商標登録を受けることができない場合があった（商標法第4条第1項第11号等の適用）ことを

考慮すると、それらの出願との間では出願日の先後によって他人の競合する商標との調整を図る必要性があること。

(2) 特例期間中の出願についての先後願の審査に関する特例措置

① 特例小売商標登録出願についての先後願の審査

- a. 特例小売商標登録出願については、小売等役務に係る商標を引用商標としては、商標法第4条第1項第11号及び第13号並びに第8条第1項を適用しません。
- b. 特例期間内に、同一又は類似の小売等役務について使用をする同一又は類似の商標について2以上の特例小売商標登録出願が競合している場合は、改正法附則第7条第4項により特例小売商標登録出願が同日出願とみなされます。
そのため、特例小売商標登録出願同士が競合する場合には、商標法第8条第4項の協議命令並びに同条第2項及び第5項の規定に反して登録できない旨の拒絶理由が通知されます。
- c. 特例小売商標登録出願について、商品に係る商標又は小売等役務以外の役務に係る商標を引用商標とする場合は、出願日を基準に先後願を判断し、商標法第4条第1項第11号及び第13号並びに第8条第1項及び第2項を適用します。

② 商品に係る商標登録出願又は小売等役務以外の役務に係る商標登録出願についての先後願の審査

特例期間内の商品に係る商標登録出願又は小売等役務以外の役務に係る商標登録出願については、小売等役務に係る商標を引用商標とする場合を含め、出願日を基準に先後願を判断し、商標法第4条第1項第11号及び第13号並びに第8条第1項及び第2項を適用します。

[ワンポイント] 特例小売商標登録出願

特例小売商標登録出願とは、平成19年4月1日から3月を経過する日までの間（「3月を経過する日」の6月30日が行政機関の閉庁日（土曜日）に当たるため、商標法第77条第1項において準用する特許法第3条第2項の規定により7月2日（月曜日）までとなります。）に出願された小売等役務を指定している商標登録出願をいいます（改正法附則第7条第1項）。

一の商標登録出願において小売等役務以外の商品・役務も一緒に指定している場合には、それらの商品・役務についての部分は、特例小売商標登録出願とはいいません。

そのため、一の商標登録出願番号を付与される商標登録出願の中に特例小売商標登録出願である部分とそうでない部分が混在する場合があります。

この場合、一の商標登録出願中に、その指定商品又は指定役務と競合する出願の指定商品又は指定役務によって、同日扱いとして審査する部分と出願日を基準に先後願を審査する部分が生ずることになります。

〔ワンポイント〕 先後願の審査の特例措置に関連する規定の趣旨(通常の場合)

第4条第1項第11号

先願に係る他人の商標登録出願が登録されている場合、その指定商品若しくは指定役務と同一又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一又は類似の商標に関する商標登録出願は登録できないとする規定です。

第4条第1項第13号

他人の登録商標が消滅した後1年間は、その商標の指定商品若しくは指定役務と同一又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一又は類似の商標に関する商標登録出願は登録できないとする規定です。

第8条第1項

異なった日に同一又は類似の商品又は役務について使用する同一又は類似の商標に関する商標登録出願があったときは、出願日が最先の商標登録出願の出願人のみが登録を受けることができるとする規定です。

第8条第2項

同じ日に同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標に関する商標登録出願があったときは、出願人の協議により登録を受けることができる者を定めるとする規定です。

第8条第5項

第8条第2項の規定による出願人の協議が成立しないときは、くじにより登録を受けることができる者を定めるとする規定です。

参考 経過措置における先後願審査の特例（経過措置の適用）

先願商標 「心の月」

指定商品「被服」の場合

平成19年4月1日出願：
商標登録出願（小売等役務ではない）

指定役務「被服の小売等役務」の場合

平成19年4月1日出願：
特例小売商標登録出願（小売等役務）

商品と小売等役務との関係には
特例の適用はありません。後願
の小売等役務に係る商標は、先
願の商品に係る商標があるため
に登録することができません。

特例により「被服の小売等役務」
と「和服の小売等役務」につい
ては、同日に出願されたものとみな
されます。

指定役務「和服の小売等役務」

平成19年6月1日出願：
特例小売商標登録出願（小売等役務）

後願商標 「こころの月」

5. 小売等役務に係る商標登録出願に関する経過措置（その2. 使用に基づく特例の適用（改正法附則第8条））

（1）使用に基づく特例の適用の概要

- ① 出願された小売等役務に係る商標のなかには、未だ使用されていない商標ばかりでなく、改正法の施行前である平成19年3月31日以前から使用されているものもあるところ、その使用に伴う既存の取引秩序を維持しながら、その使用によって蓄積された業務上の信用を十全に保護するためには、継続的使用権（改正法附則第6条）によって継続的な使用を可能にするばかりでなく、その商標を出願した場合にも、特段の配慮が必要となります。

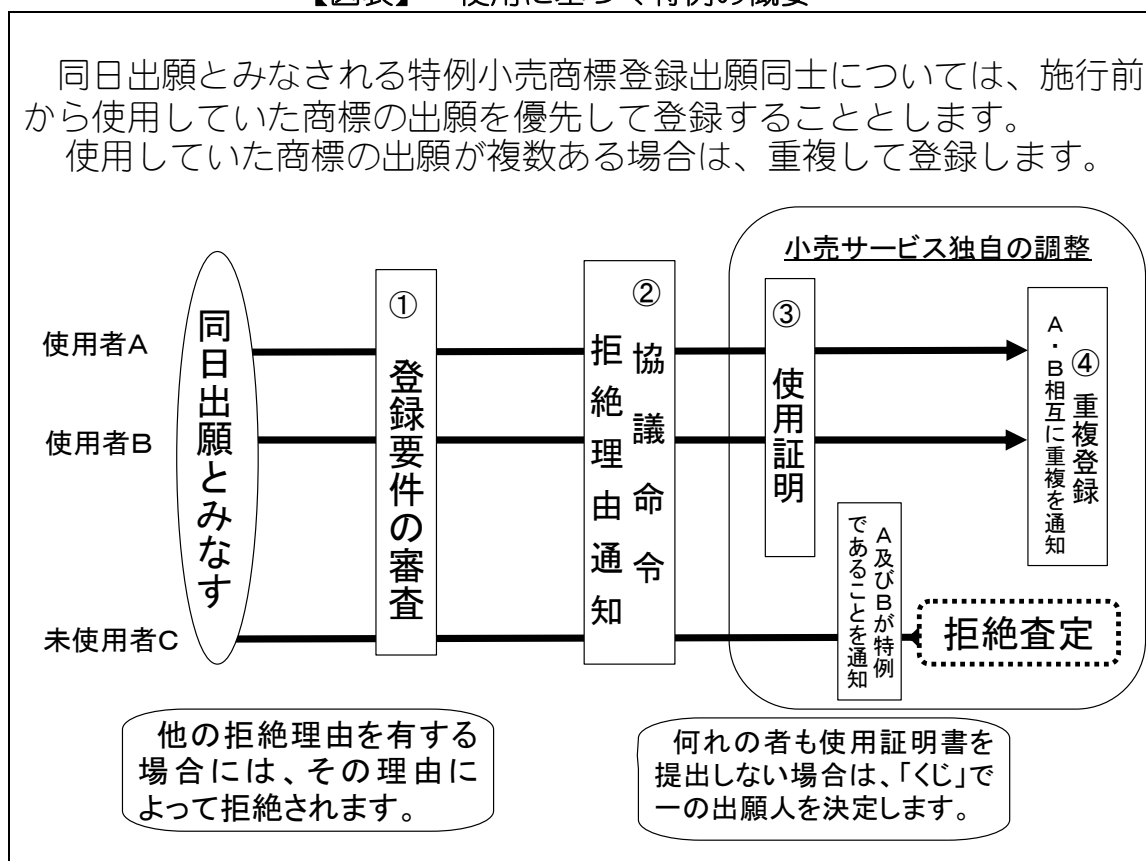
そこで、特例小売商標登録出願同士が競合した場合、平成19年3月31日以前から小売等役務について使用されている商標については、使用に基づく特例の適用を主張することによる特例措置を設けています（改正法附則第8条）。

- ② 特例小売商標登録出願同士が競合し、出願人による協議が成立しなかった場合、出願人は、その出願した商標が平成19年3月31日以前から日本国内で不正競争の目的でなく自己の業務に係る小売等役務について使用している商標について商標登録を受けようとするものであるときは、使用に基づく特例の適用を主張することができます。

使用に基づく特例の適用の主張は、競合している特例小売商標登録出願の出願人に協議をお願いした際に、その結果を届け出るために指定した期間内に行わなければなりません。

- ③ 特例小売商標登録出願同士が競合している場合、使用に基づく特例が適用される特例小売商標登録出願（以下、「使用特例商標登録出願」といいます。）については、使用に基づく特例の適用がない特例小売商標登録出願に優先して商標登録を受けることができます。しかも、その際、使用特例商標登録出願が複数ある場合には、他人の周知・著名商標と抵触しない等の他の登録要件を満たしているならば、双方の使用特例商標登録出願とも登録され得ます（以下、「重複登録」といいます。）。一方、使用に基づく特例の適用がない特例小売商標登録出願については、使用特例商標登録出願との競合を理由に拒絶されることとなります（改正法附則第8条第4項で読み替えて適用する商標法第8条第5項）。

【図表】 使用に基づく特例の概要



(2) 使用に基づく特例の適用を主張するための手続

① 使用に基づく特例の適用の主張

使用に基づく特例の適用を主張するためには、協議命令の指定期間内に、その旨及び、その特例小売商標登録出願が次の(i)及び(ii)に該当することを証明するために必要な書類を提出しなければなりません。

- (i) 出願に係る商標が施行前から日本国内において自己の業務に係る小売等役務について使用しているものであること。
- (ii) 出願に係る指定役務が(i)の小売等役務であること。

使用に基づく特例の適用を主張するための書面及び書類の具体的な様式については、「意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令（平成19年3月26日経済産業省令第14号）」（以下「経過措置省令」といいます。）第14条及び同様式第1により、「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」（資料編5．80頁）を、特例小売商標登録出願が(i)及び(ii)に該当することを証明

する「商標の使用の事実を示す書類」を添付した上で提出することとなっています。

なお、「商標の使用の事実を示す書類」の具体例としては、カタログ、パンフレット、広告、取引書類、商標の使用状況を写した写真等（何れか一つという意味ではなく、複数の種類の書類をもって多角的に証明して頂くこととなります。）が考えられます。

② 書類の提出期限

特例小売商標登録出願が上記①の(i)及び(ii)の双方に該当するものであるか否かは、使用に基づく特例の適用の前提であり、競合する他人の出願の処分に大きく関わることから、期間の制限なくその証明書類の提出が認められるものではありません。一方、使用している本人がそれを証明するためのカタログ等の書類を用意することは比較的容易なことと考えられます。このため、改正法附則第8条第2項は、使用に基づく特例の適用を主張するための書面及び必要書類の提出を、商標法第8条第4項の協議命令において指定された期間内に限定しています。

このため、上記①の(i)及び(ii)の双方に該当するものであるか否かは、原則として、改正法附則第8条第2項に従って期間内に提出された書面及び必要書類によって判断します。指定期間を経過した後に書面及び必要書類を提出しても使用に基づく特例の適用は認められません。

③ 小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書の様式

「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」及びそれとともに提出する「商標の使用の事実を示す書類」の具体的な作成要領は次のとおりです（一般的な事項を含めた詳細に関しては、本テキスト資料編5.（80頁）の「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書（様式第1）」を参照してください。）。

これらの書類の提出は、「紙」による手続のみとなり、オンラインによる電子手続はできません。

「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」の主な作成要領

1. 「【商標登録出願人との関係】」の欄について

「【商標登録出願人との関係】」の欄は、商標登録出願人と商標の使用者との関係について「本人」、「子会社」、「構成組合員」、「加盟店」等のように記載して下さい。「本人」以外の場合は、商標登録出願人と商標の使用者との関係を証明する書類を提出して頂く必要があります。

また、承継の届出がされていた場合（商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第4項又は第5項）において、改正法の施行日（平成19年4月1日）より前の商標の使用者が譲渡人であったときは「【商標登録出願人との関係】」の欄に「譲渡人」と記載し、かつ、「【商標の使用に係る小売等役務名】」の欄に記載された役務に係る業務を承継したことを証明する書類の提出をして頂く必要があります。

2. 「【商標の使用に係る小売等役務名】」の欄について
「【商標の使用に係る小売等役務名】」の欄は、商標の使用に係る小売等役務の名称を具体的に記載して下さい。

3. 「【商標の使用場所】」の欄について
「【商標の使用場所】」の欄は、商標の使用者の営業所、事務所その他その商標の使用がされた場所のいずれか1の所在地を具体的に記載して下さい。

4. 「【商標の使用】」の欄について
「【商標の使用】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載して下さい。

- 【商標の使用】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【商標登録出願人との関係】
- 【商標の使用に係る小売等役務名】
- 【商標の使用場所】
- 【商標の使用時期】
- 【商標の使用】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【商標登録出願人との関係】
- 【商標の使用に係る小売等役務名】
- 【商標の使用場所】
- 【商標の使用時期】

【書類名】 小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書

- 【提出日】 平成 年 月 日
- 【あて先】 特許庁長官 殿
- 【事件の表示】
- 【出願番号】
- 【商標登録出願人】
- （【識別番号】）
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【代理人】
- （【識別番号】）
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【発送番号】
- 【商標の使用】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【商標登録出願人との関係】
- 【商標の使用に係る小売等役務名】
- 【商標の使用場所】
- 【商標の使用時期】
- 【提出物件の目録】
- 【物件名】 商標の使用の事実を示す書類 1

5. 「商標の使用の事実を示す書類」の作成について
「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」中の「【商標の使用に係る小売等役務名】」の欄に記載された役務についての商標の使用の事実を証明する資料として、商標と取扱商品とが掲載された小売等役務に関するパンフレット、カタログ若しくは広告又は商標が付された「役務の提供の用に供する物」（本テキストにおいて既述した、例えばショッピングカート等です。）とその取扱商品を一緒に撮影した写真等及び出願人と「【商標の使用に係る小売等役務名】」の欄に記載された役務との関係を証明する資料として、営業許可書、営業証明書又は店舗内外の写真等の提出が必要となります。

なお、写真をはり付ける場合は、日本工業規格A列4番（以下「A4版」といいます。）の大きさ以下としてください。写真以外の資料をはり付ける場合は、その資料の大きさがA4版の大きさより大きいときは、それ以下に折り畳んで下さい。

写真をはり付けた場合は、写真をはり付けた紙の余白の上部若しくは下部に、又は写真をはり付けた紙と別のA4版の紙に次の事項を記載してください。この場合において、次の事項を記載した紙と写真を貼り付けた紙とが別になっているときは、両者を連続してとじてください。

- ① 撮影年月日
- ② 撮影者の住所又は居所
- ③ 撮影者の氏名又は名称

さらに、写真以外の資料をはり付けた場合は、資料をはり付けた紙の余白の上部若しくは下部に、又は資料をはり付けた紙と別のA4版の紙に次の事項を記載して下さい。この場合において、次の事項を記載した紙と写真以外の資料をはり付けた紙とが別になっているときは、両者を連続してとじて下さい。

- ① 資料の名称
- ② 資料の作成年月日
- ③ 資料の作成者の住所又は居所
- ④ 資料の作成者の氏名又は名称

④ 使用特例商標登録出願を分割・変更した出願についての一部手続の省略

使用特例商標登録出願について商標登録出願の分割又は変更をした場合において、新たな商標登録出願について使用に基づく特例の適用を主張するときは、「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」中の「【物件名】」の次に「【援用の表示】」の欄を設けて、もとの商標登録出願に係る事件の表示（出願番号等及び小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書の提出日）を記載していただければ、再度「商標の使用の事実を示す書類」の提出をして頂く必要はありません（経過措置省令第15条又は第16条、様式第一備考25参照）。

（3）使用に基づく特例の適用を主張するための証明書類のポイント

特例小売商標登録出願が改正法附則第8条第2項各号のいずれにも該当するためには、当該第8条第2項に従って提出された「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」及び「商標の使用の事実を示す書類」によって、以下の①ないし⑥の全てが証明されていなければなりません。なお、以下の①ないし⑥の全てを必ず一つの資料で証明しなければならないわけではなく、複数の種類の書類をもって多角的に証明するようにしてください。

① 出願に係る商標が使用されていること。

出願に係る商標（「商標登録願」中の【商標登録を受けようとする商標】の欄に表された商標）と使用に係る商標は、原則として同一であることが必要です。

したがって、「商標の使用の事実を示す書類」から使用に係る商標が明確に判別できることが必要であり、例えば、写真等において商標が小さすぎて使用に係る商標の構成態様が確認できないことがないように注意してください。

また、出願に係る商標と使用に係る商標が同一であるか否かについては、商標審査基準の第3条第2項の基準と同様に判断します（商標審査基準第2 第3条第2項2.（2）、（3））。

なお、小売等役務に係る商品の取引書類（例えば、納品書、送り状等）を証明書類とする場合には、使用に係る商標が明確に表示されているものであって、それが取引上実際に使用された事実が把握できるものでなければなりません。

参考 商標審査基準 (抜粋) 第2 第3条第2項 2.(2)、(3)

- 2.(2) 例えば、次のように、出願された商標と証明書に表示された商標とが異なる場合は、使用により識別力を有するに至った商標とは認められないものとする。
- (イ) 出願された商標が草書体の漢字であるのに対し、証明書に表示された商標が楷書体又は行書体の漢字である場合
 - (ロ) 出願された商標が平仮名であるのに対し、証明書に表示された商標が片仮名、漢字又はローマ字である場合
 - (ハ) 出願された商標がアラビア数字であるのに対し、証明書に表示された商標が漢数字である場合
 - (ニ) 出願された商標が $\odot$ のような態様であるのに対し、証明書に表示された商標が $\square$ 、 Δ 又は $\odot$ のような構成である場合
 - (ホ) 出願された商標が立体商標であるのに対し証明書に表示された商標が平面商標である場合、又は出願された商標が平面商標であるのに対し証明書に表示された商標が立体商標である場合
- (3) 出願された商標と証明書に表示された商標とが厳密には一致しない場合であっても、例えば、その違いが明朝体とゴシック体、縦書きと横書きにすぎない等外観において同視できる程度に商標としての同一性を損なわないものと認められるときには、本項の判断において考慮するものとする。

② 出願に係る商標が平成19年3月31日以前から使用されていること。

改正法の施行前から出願に係る商標の使用をしていることはもちろんですが、改正法附則第8条第1項が「使用をしている商標について商標登録を受けようとするものであるとき」と規定していますから、単に、平成19年3月31日以前において使用していたことがあるという事実だけではなく、その使用が商標登録出願の査定時においても継続していることが必要となります。

したがって、仮に、証明書類において明らかにされた商標の使用の時期が古すぎる場合（例えば、不使用取消審判（商標法第50条）と同様に3年程度を一応の目安として、過去において使用されたことはあるけれども、直近の3年間は一度も使用されていない場合）や、査定時に当該商標の使用が終結して使用しないことが明らかな場合には、この要件を満たしません。

なお、商標の使用時期は、現実的には、例えば、チラシ等の広告であれば頒布の日付、カタログであれば印刷納品の日付、写真であれば撮影の日付等を通じて証明されることとなります（経過措置省令第14条様式第1備考24ハ及びニにおいて資料の撮影年月日又は作成年月日を、「商標の使用の事実を示す書類」に記載することとされています。）。

③ 出願に係る商標が日本国内において使用されていること。

使用に基づく特例の適用は、商標の使用の結果、蓄積される我が国における業務上の信用を保護するものですから、日本国内において使用していなければなりません。このことは、国際商標登録出願においても同様です。

(経過措置省令第14条様式第1備考22において「商標の使用場所」として、商標の使用者の営業所、事務所その他その商標の使用がされた場所のいずれか1の所在地を具体的に記載することとされています。)

なお、インターネットによる通信販売の場合にも、その運営者が日本国内を対象としているサイトであることが必要です(例えば、サイトの規約で日本国内のみを対象としているサイトであること、あるいは商品の販売が日本国内を対象とするようなもの、例えば、サイト内の表示が日本語で記載されており、値段も日本円で表示され、かつ、日本国内への買い上げ商品の配送ができることなどです)。

④ 出願に係る商標が小売等役務について使用されていること。

出願に係る商標を使用しているのが小売等役務についてであることを証明しなければなりません。例えば、商品に商標を表示した写真一葉だけでは、その商標の使用が小売等役務についてのものであるのか判然としません(商品についての商標の使用と判断されるおそれがあります。)。そのため、小売等役務について商標を使用しているというためには、その店舗の外観(正面出入り口その他の写真)、「役務の提供の用に供する物」とその取扱商品との関係(ショッピングカートや制服、名札等の小売等役務の提供の用に供される物への商標の使用と取扱商品との関係が把握できる写真)、店舗内の売り場(売り場毎の写真)、取扱商品の陳列の状況(各売り場の商品の陳列状況の写真)、陳列された取扱商品等が把握できる写真、広告としてのチラシ(新聞折り込み用のチラシなど)など複数の書類をもって商標の使用を証明する必要があります。小売等役務についての商標の使用が具体的に如何なる態様かについては、第2部の「4. 小売等役務についての商標の使用」及び「5. 商品の商標と小売等役務の商標との関係」を参照してください。

また、その証明の際には、「顧客に対する便益の提供」の具体的内容ばかりではなく、出願人が自己の小売等役務において取扱う商品は具体的にいかなるものであるかが証明されている必要があります(経過措置省令第14条様式第1備考24イ①及び②においては、「商標の使用に係る小売等役務名」の欄に記載された役務についての商標の使用の事実を証明する資料(商標と取扱商品とが掲載された小売等役務に関するパンフレット、カタログ若しくは広告、商標が付された「役務の提供の用に供する物」とその取扱商品と一緒に撮影した写真等)、並びに、出願人と「商標の使用に係る小売等役務名」の欄に記載された役務との関係を証明する資料(営業許可書、営業証明書又は店舗内外の写真等)が挙げられています。)。小売等役務については、その小売等役務に類似する小売等役務や商品の範囲も取扱商品に着目して定まるからです。

特に、総合小売等役務は、一事業所で一括して衣食住にわたる各種の商品を扱う百貨店、総合スーパー等を想定したものである点を踏まえ、店舗の外観、その店舗内の各売り場などの写真や、カタログ、パンフレットなどをもって衣料品、飲食料品、生活用品にわたる各種商品を一括して小売

していることを明らかにする必要があります。その際、それらの資料だけでは衣料品、飲食料品、生活用品の中の特定の分野の商品の取り扱いが他の商品に比較して突出して多いため総合小売業を行っていることが明確とならない場合には、いずれの分野の商品の販売額も販売額の10%以上で70%未満の範囲内^(注)程度であること示すことが重要となります（販売額の10%以上70%未満の範囲内にあることは、一応の目安です。総合小売業に係るものであることを証明できるような店舗の内外及び各フロアの売り場案内板等の写真、各売り場が明示されたようなセールのチラシなどの資料を複数組み合わせ、総合小売等役務について商標を使用していることを証明することもできます。ただし、それらの資料から衣料品、飲食料品、生活用品の中の特定分野の商品の取り扱いが他の商品に比較して突出して多いことにより、総合小売等役務として認められないこともあり得ます。）。

⑤ 出願において指定した小売等役務が上記④の小売等役務であること。

指定役務である小売等役務と実際の使用役務である小売等役務が同一であるか否かを判断することになるため、証明書類から使用役務が具体的にいかなる小売等役務であるかが明確に判別できることが必要です。特に、④でも述べたとおり、その取扱商品を基準に、同一性を判断します（経過措置省令第14条様式第1備考21において「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」中の【商標の使用に係る小売等役務名】の欄に、商標の使用にかかわる小売等役務名を具体的に記載することとされています。）。

⑥ 上記①ないし④の商標の使用が出願人によるものであること。

原則として、商標の使用者は出願人でなければなりません。ただし、次のような場合は出願人による使用と同様に扱われる場合があります。

(i) 商標の使用者が出願人の子会社等の場合

出願人と一定の関係にある者、例えば、商標の使用者が出願人の子会社等であれば、出願人が使用していたのと同様に扱われ、使用に基づく特例の適用が認められる場合があります。ただし、この場合には出願人と使用者との関係を証明していただく必要があります（経過措置省令第14条、同様式第1備考19）。例えば、出願人甲社の会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）上の子会社である乙社が実際には商標を小売等役務（甲社が商標登録出願において指定した小売等役務と同じ小売等役務）に使用している場合には、子会社である

(注) 経済産業省の商業統計調査における業態分類の百貨店、総合スーパーの定義によるものです。同統計においては、「百貨店、総合スーパー」の条件として「衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所」であることをあげています。

乙社による商標の使用を甲社の業務に係る小売等役務に使用しているものとして認め得ることとなります。会社法上の子会社以外でも資本提携がありその会社の事業を事実上支配しているような系列会社の場合、団体商標の団体とその構成員の場合、フランチャイズチェーンの本部と加盟店の場合にも認め得る場合があります。

この場合は、「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」中の「【商標登録出願人との関係】」の欄に、商標登録出願人と商標の使用人との関係について出願人自らが商標の使用人であれば「本人」と記載するところを、「子会社」、「構成組合員」、「加盟店」等のように記載した上で、出願人と商標の使用人との関係を証明する書類を提出して下さい（経過措置省令第14条、同様式第1備考19）。

参考 商標審査便覧28.07（抜粋）

1. 出願人との関係が会社法上の子会社である場合

会社法（平成十七年法律第八十六号）上の子会社とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第1項第3号）。

上記の「法務省令で定めるもの」は、次のとおりである。

会社が他の会社等（会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体）の財務及び事業の方針を支配している場合における当該他の会社等（（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第3条第1項、同第2条第3項第2号）参照。）

このような会社法上の子会社である場合においては、その事実を客観的な証拠により証明しなければならない。

2. 出願人との関係が会社法の子会社であるとの要件を満たさないが①資本提携の関わり、かつ、②その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合

上記①の事実は、それが客観的に把握できるような証拠を提出することによって証明しなければならない。この証拠は資本提携の存在が確認できれば良いこととする。

上記②の事実は、それが客観的に把握できるような「会社案内・カタログ・定款・パンフレット・株主総会関係資料」等の証拠を提出することにより証明しなければならない。

この場合の証明書類は、その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にあること、例えば、出願人はその会社に役員を派遣し又はその会社の経営を恒常的に指導していること等が認定できるようなものでなければならない。

なお、②の事実を証明する資料は、「自己の業務に関する事情説明書」を提出することによって代えることができる。

3. 出願人との関係が団体の構成員である場合

団体が構成員に使用させる商標を出願する場合においては、構成員の業務に係る小売等役務の商標の使用を、団体の出願に係る商標の使用とみることができる。

この場合には、当該団体の構成員であることを証明する書面の提出を必要とするものとする。

4. 出願人との関係が加盟店である場合

フランチャイズ契約に基づき加盟店であるフランチャイジーが行う業務に係る小売等役務をフランチャイザーが指定役務として出願した場合には、当該加盟店の業務に係る小売等役務について使用する商標を出願人の「自己の業務」に係る小売等役務について使用をする商標とみることができる。

この場合には、当該契約書の写しの提出を必要とするものとする。

5. 子会社等の小売等役務の商標の使用についての留意点

出願人が他人（子会社等）の業務に係る小売等役務の商標の使用を自己の業務に係る小売等役務の商標の使用とする場合においては、出願人との関係を証明するほかに、その他人が指定役務に係る業務について商標の使用を行っていることについても証明しなければならない。

自己の業務に関する事情説明書

1. 「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」に添付の「商標の使用の事実を証明する書類」における商標の使用者は乙社であるが、出願人甲社と乙社は、

① 甲社は、乙社に対する発行済株式保有率〇〇%の資本提携がある。

② 甲社は、人事・資金・技術・取引等の関係を通じて、乙社の財務・営業の方針に対して重要な影響を与えている。

・・・(中略)・・・

の事情にあり、乙社の事業活動が事実上甲社の影響下にあつて、実質的には親子会社と同等の関係にある。

2. したがって、今般、意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）附則第8条第1項に規定する使用に基づく特例の適用を主張するに当たり、出願人甲社は、本願商標を自己の業務に係る役務に使用をしている商標として上記の主張をするものである。

3. 以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

(甲社) 住所

名称

代表者

(印)

(乙社) 住所

名称

代表者

(印)

4. 添付資料 ・・・ 資本提携の存在を示す書類 1通

(ii) 使用に係る小売等役務の業務とともに出願の承継があった場合

出願の途中で出願人の名義が変更された場合において、その商標登録出願により生じた権利の承継が施行前から出願に係る商標を使用していた小売等役務に係る業務とともに承継したものであるときは、譲受人に使用に基づく特例の適用の主張が認められる場合があります。その手続は、使用特例の主張の前後で異なり、次のとおりです。

a. 使用に基づく特例の適用を主張する前に名義変更をした場合

改正法の施行日（平成 19 年 4 月 1 日）より前の商標の使用者が譲渡人であったときは、「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」中の「【商標登録出願人との関係】」の欄に「譲渡人」と記載し、かつ、「【商標の使用に係る小売等役務名】」の欄に記載された役務に係る業務を承継したことを証明する書類を提出した場合に限り、使用に基づく特例の適用が認められます。（80 頁、経過措置省令第 14 条、同様式第 1 備考 20）

その手続きがされない場合には、「施行前から（中略）自己の業務に係る小売等役務について使用をしている」（改正法附則第 8 条第 2 項第 1 号）との条件を満たしていないものとして、使用に基づく特例の適用は認められません。

b. 使用に基づく特例の適用を主張した後に名義変更をした場合

使用特例商標登録出願について、承継人に使用に基づく特例の適用が認められるためには、名義変更の際に、出願により生じた権利の承継がその出願の指定小売等役務に係る業務とともにされたことを証明する「使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務を承継したことを証する書面」等を提出しなければなりません（経過措置省令第 18 条、同様式第 2 備考 27）。

その手続きがされない場合には、一旦、使用特例商標登録出願と認められたものであっても、出願により生じた権利の承継後においては「施行前から（中略）自己の業務に係る小売等役務について使用をしている」（改正法附則第 8 条第 2 項第 1 号）との条件を満たしていないものとして、使用に基づく特例の適用は認められなくなります。

参考 経過措置省令・様式備考 (抜粋)

1. 経過措置省令第14条第1項
(使用に基づく特例の適用の主張をする場合の手続)
第十四条 意匠法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第八条第一項の規定による使用に基づく特例の適用の主張は、様式第一によりしなければならない。
2. 経過措置省令様式第一備考20
商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第4項又は第5項の規定による承継の届出がされていた場合において、改正法の施行日(平成19年4月1日)より前の商標の使用が譲渡人であったときは「【商標登録出願人との関係】」の欄に「譲渡人」と記載し、かつ、「【商標の使用に係る小売等役務名】」の欄に記載された役務に係る業務を承継したことを証明する書類を提出しなければならない。
3. 経過措置省令第18条
(使用特例商標登録出願に係る承継の届出)
第十八条 商標法第十三条第二項において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第三十四条第四項又は第五項の規定による使用特例商標登録出願についての承継の届出は、その承継が当該使用特例商標登録に係る指定役務に係る業務とともにされたものである場合は、様式第二によりすることができる。
4. 経過措置省令様式第二備考27
「権利の承継を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」及び「使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務を承継したことを証する書面」等、相続によるときは「戸籍の謄本」、「住民票」及び「使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務を承継したことを証する書面」等、法人の合併によるときは「登記事項証明書」等とし、譲渡証書を次の文例により作成した場合には、「使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務を承継したことを証する書面」の提出を要しない。ただし、譲渡人だけで届け出るときは、譲渡人及び譲受人が記名し、印を押さなければならない。

(文例)

譲 渡 証 書

平成 年 月 日

住所(居所)

譲受人 殿

住所(居所)

譲渡人



下記の商標登録出願により生じた権利を、使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務とともに貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

商標登録出願の番号

(4) 使用に基づく特例の適用の可否に関する判断(改正法附則第8条第3項の趣旨)

① 使用に基づく特例の適用を主張するための「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」(以下「証明書類」という。)の提出があったとしても、その特例小売商標登録出願が次のa.又はb.のいずれかに該当すると認められる場合には、使用に基づく特例の適用は認められません。

- a. 証明書類によって、その特例小売商標登録出願が次の(i)及び(ii)の双方(附則第8条第2項各号)に該当すると認められなかった場合。
(i) 出願に係る商標が施行前から日本国内において自己の業務に係る小売等役務について使用しているものであること。
(ii) 出願に係る指定役務が(i)の小売等役務であること。

b. 出願人による小売等役務についての商標の使用が不正競争の目的によるものであると認められる場合。

② 上記の取扱の理由は次のとおりです。

a. 上記①a.は、形式的に証明書類が提出されていたとしても、その書類によっては、(i)出願に係る商標が施行前から日本国内において自己の業務に係る小売等役務について使用しているものであること、及び(ii)出願に係る指定役務が出願商標の使用に係る小売等役務であること、の双方を証明するに不十分であるときは、改正法附則第8条第3項の「前項各号のいずれにも該当するもの」にあたらないため、使用に基づく特例の適用は認められないとしたものです。

b. 上記①b.は、出願人による商標の使用が不正競争の目的によるものである場合に、使用に基づく特例の適用を認めないこととしたものです。改正法附則第8条第2項各号においては、不正競争の目的でないことを証明する書類の提出は求めていませんが、使用に基づく特例の適用を主張する要件として、改正法附則第8条第1項は、不正競争の目的による使用でないことを規定しています。

このため、不正競争の目的によるものである場合には、使用に基づく特例の適用を認めないこととしました。職権による審査において不正競争の目的による使用であると判明した場合はもちろんのこと、別途、情報の提供(商標法施行規則第19条)により、不正競争の目的であることが明らかになった場合にも、たとえ、改正法附則第8条第2項の規定に従って証明書類が提出され、所定の商標の使用が立証されたとしても、実体的に使用に基づく特例の適用を主張するための要件を満たしていないため、使用に基づく特例の適用は認められません。

なお、不正競争の目的による使用とは、取引上の競争関係を有する者(同業者)による図利目的、加害目的その他の取引上の信義則に違

反するような使用をいいます。

(5) 使用に基づく特例の適用を認めない場合の取扱い

上記(4)により、特例小売商標登録出願について使用に基づく特例の適用を認めないこととした場合、一般的には協議命令の際に拒絶理由通知も同時になされている場合が多いと思われますので、次の手続としては、競合する他の出願が使用に基づく特例が適用されないものであれば商標法第8条第5項の前提となる特許庁長官によるくじの実施を通知すること、また、競合する他の出願が使用に基づく特例が適用されるものであれば改正法附則第8条第4項において読み替えて適用する商標法第8条第5項に違反するものとして拒絶査定をすることも考えられます。

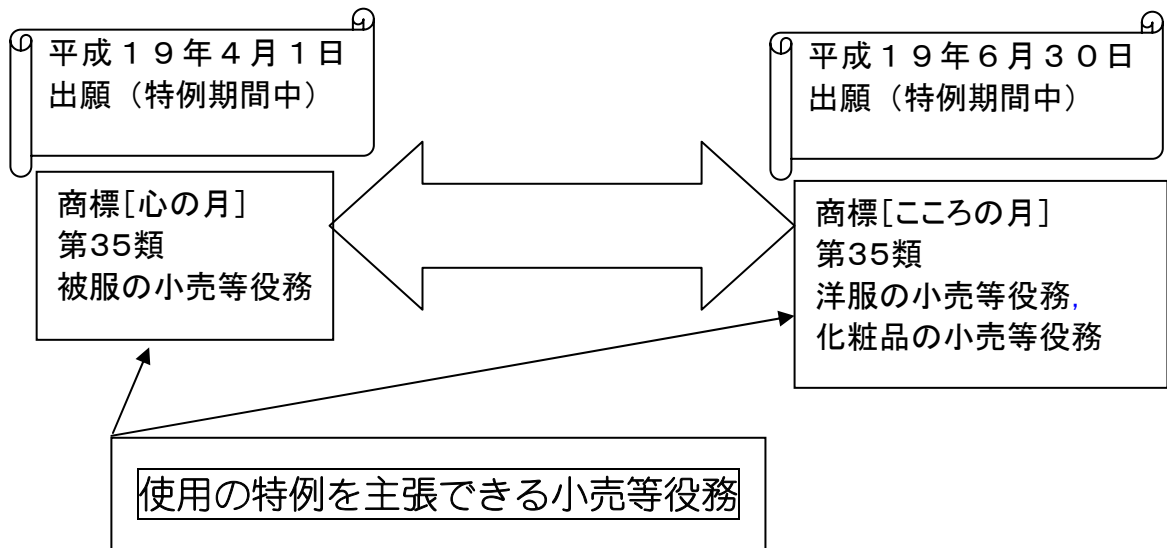
しかし、使用に基づく特例の適用を認めるか否かの審査においては、指定した小売等役務について出願に係る商標の使用が認められるか否か、不正競争の目的によるものであるか否か等の判断について出願人と審査官との間で見解が異なることがあり得ますし、しかも、それらの見解の相違は商標法第8条第5項の拒絶理由を直接左右することになります。

そのため、審査官が使用に基づく特例の適用を認めないとの心証を得た場合には、出願人に反論の機会を与え、適正な手続を確保する観点から、直ちにくじの実施の通知や、商標法第8条第5項による拒絶査定をするのではなく、その特例小売商標登録出願について使用に基づく特例の適用が認められない理由を通知します。

その上で、出願人の反論をもってしても、上記(4)①のa. 又はb. に該当し、使用に基づく特例の適用が認められないと判断されるときは、くじの実施の通知(競合する出願のいずれも使用の特例が認められない場合)又は商標法第8条第5項を理由とする拒絶査定(競合する出願のいずれかに使用の特例が認められた場合)を行うこととなります。

なお、この通知は、反論に代え又は反論とともに使用に基づく特例の適用を主張するための書類を追加提出することを認めるものではありません。

参考 使用特例の主張と出願の処理について



1. 双方とも使用に基づく特例の適用が認められた場合 → 重複登録
2. 一方のみに使用に基づく特例の適用が認められた場合 → 使用特例商標登録出願のみを登録
3. 双方とも使用に基づく特例の適用が認められない場合 → 協議又はくじで決定
4. なお、使用に基づく特例の適用が認められない場合には、その旨を「通知」し、出願人に反論の機会を与えた上で判断します。
5. 上記にかかわらず、一方の周知性が高方の周知性を大きく上回る場合には、周知性の高い方のみ登録されます（商標法第4条第1項第10号又は第15号）。

(6) 使用に基づく特例を適用した特例小売商標登録出願の審査（改正法附則第8条第3項及び第4項関係）

① 改正法附則第8条第4項に関する審査

複数の特例小売商標登録出願が競合関係にあり、商標法第8条第4項の規定による協議命令を受けた場合には、他の拒絶理由が存在しない限り、使用特例商標登録出願を優先的に登録します。その場合において、使用特例商標登録出願が2以上あるときは、それぞれの使用特例商標登録出願が重複して登録し得ることとなります。

(i) 改正法附則第8条第4項で読み替える商標法第8条第5項

改正法附則第8条第4項は、商標法第8条第4項の規定による協議命令を受けた特例小売商標登録出願のいずれかが使用特例商標登録出願である場合には、商標法第8条第5項を「第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）附則第8条第3項に規定する使用特例商標登録出願の商標登録出願人（当該使用特例商標登録出願が2以上あったときはそれらの使用特例商標登録出願の商標登録出願人）のみが商標登録を受けることができる」と読み替えています。

上記の取扱いは、経過措置として、使用特例商標登録出願が優先・重複登録されることを明らかにしたものです。

(ii) 具体例

A出願：指定役務「飲食料品の小売等役務」

使用特例が認められた小売等役務「菓子の小売等役務」

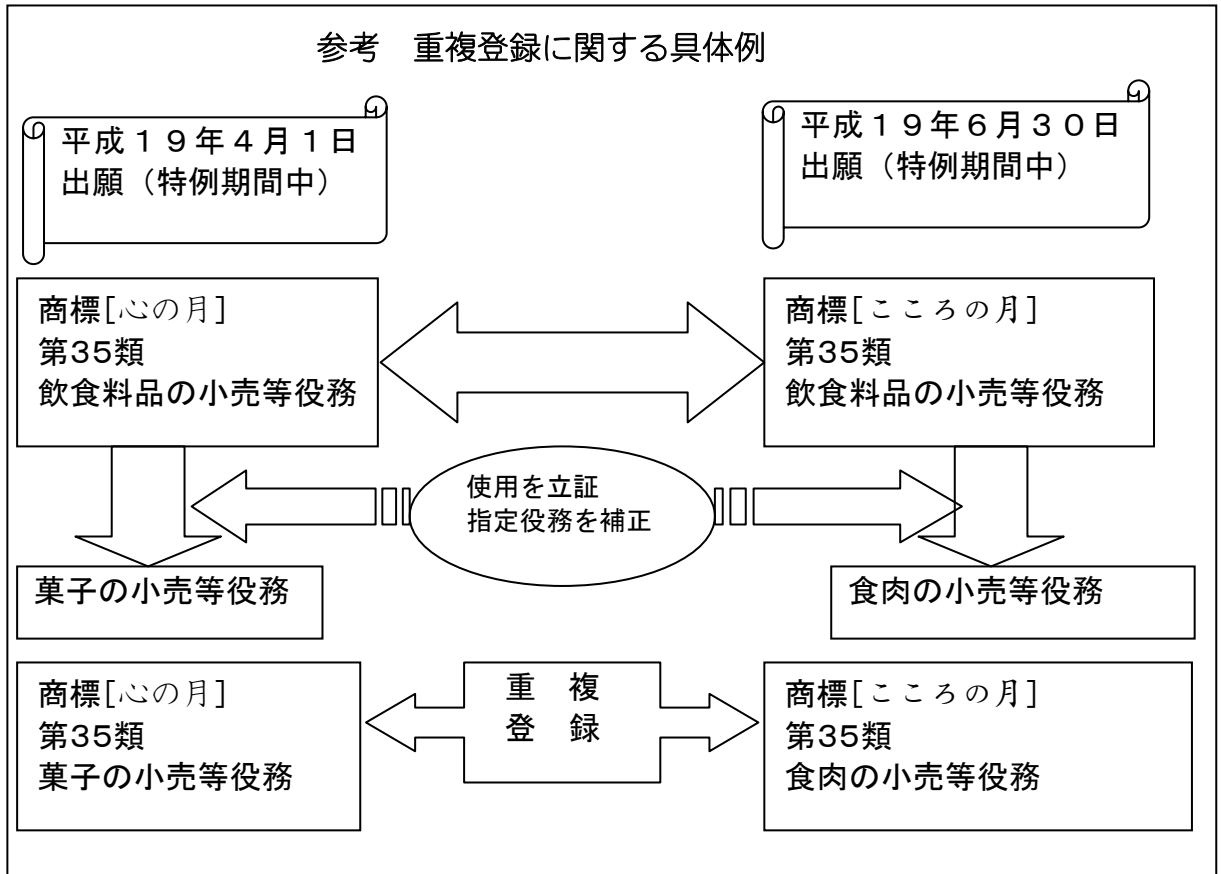
B出願：指定役務「飲食料品の小売等役務」

使用特例が認められた小売等役務「食肉の小売等役務」

本事例では、A及びBは、相手方と競合する小売等役務であって、使用に基づく特例の適用が認められる小売等役務以外の小売等役務を補正で削除すれば、重複登録が認められます。具体的には、A及びBの重複登録のためには、Aの指定役務を「菓子の小売等役務」に、また、Bの指定役務を「食肉の小売等役務」に減縮する補正をする必要があります。仮に、適切な補正がなされずに、指定役務中に、使用に基づく特例が適用されない小売等役務が含まれたままのときは、その特例小売商標登録出願は改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する商標法第8条第5項を理由として拒絶されることになります。

特に、このような場合、A及びBの出願人にとって、適切に指定役務を補正するためには、査定前に、相手方の特例小売商標登録出願についてどの範囲で使用に基づく特例の適用が認められるかを把握することが重要となります。そこで、自己の商標登録出願の指定

役務を補正すれば商標登録し得たにもかかわらず、相手方の特例小売商標登録出願の状態がわからず適切な補正ができなかったといった状況を回避するため、本事例のような場合には、審査官が査定に先立って相手方の特例小売商標登録出願の状態を通知する運用を予定しています。



② 改正法附則第8条第3項に関する審査

改正法の施行前から使用している小売等役務に係る商標の中には、需要者の間で周知となっており、それらの周知商標同士が類似することもあります。しかし、使用特例商標登録出願に係る商標の全てに商標法第4条第1項第10号をそのまま適用すると、同一又は類似の関係にある周知な小売等役務に係る商標が複数併存している場合には、双方とも商標登録を受けることができないおそれがあります。そこで、改正法の経過措置では商標法第4条第1項第10号の適用についても特例措置を講じています。

具体的には、使用特例商標登録出願については、その出願に係る商標が他人の周知商標と同一又は類似の関係（同一又は類似の商品又は役務について使用する同一又は類似の商標であること）にあったとしても、使用特例商標登録出願に係る商標が出願人の業務に係る小売等役務を表示するものとして周知であるときは、商標法第4条第1項第10号の適用対象から除外し、同号の規定は適用しないこととしています（改正法附則第8条第3項）。

ただし、当該他人の周知商標が使用特例商標登録出願に係る商標より著名と認められ、出所の混同を生ずるおそれがあるときは、商標法第4条第1項第15号により商標登録を受けることができません（第15号の括弧書きの規定により、第10号に該当する商標は第15号に該当しませんが、第10号に該当しない商標については第15号の適用があり得ることになります。）。この場合の第15号の「混同を生ずるおそれ」は、第10号にいう「類似」と異なり、個々の商標の周知の程度等を勘案した具体的な混同を生ずるおそれをいうものと解されることから、周知度で大きく劣後するような商標は第15号で拒絶されることになると考えられます。一方、具体的な混同を生ずるおそれがない商標は重複して登録できることになります^(注)。

なお、このような審査の結果、事実上、優先・重複登録される使用特例商標登録出願は概ね次の図表のとおりとなります。

(注) 平成3年の改正法の経過措置でも今次改正法の附則第8条第3項及び第4項と同様の規定が設けられており、このような解釈が採用されています。（参考）東京高判平成14年5月29日 平成13年（行ケ）253号（抜粋）

第5 当裁判所の判断

- 1 (1) (略) (2) (中略) 特例商標登録出願であっても、商標法第4条1項10号及び同法第8条2項以外の規定については、上記改正法の施行後6月の間にされた通常の役務に係る商標登録出願と同様の適用があるから、改正法附則5条2項により商標法第1条1項10号の適用から排除された商標も、同項15号の規定の対象となり、同号の「混同を生ずるおそれ」は、類似の概念と異なり、個々の商標の周知性の程度を勘案した具体的な出所の混同のおそれを問題とすることになる。そうすると、周知性の程度が著しく異なり混同を生ずるおそれがある場合には、その程度において劣後する商標についての特例商標登録出願は拒絶されることとなる結果、使用に基づく特例の適用を主張したことにより重複登録が認められるのは、いわゆる周知商標同士又は著名商標同士の場合になるものと解される。

(図表) 商標登録の可否

		競合している出願			
		著名	周知	使用・未周知	未使用
審査対象の出願	著名	重複登録	○	○	○
	周知	×	重複登録	○	○
	使用・未周知	×	×	重複登録	○
	未使用	×	×	×	協議とくじ

※ ○単独登録 ×拒絶

※ 重複登録は2以上の商標登録の重複の場合を含む。

参考 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令
(平成18年10月27日政令第341号) 第4条における特例商標登録出願の処理

現実の出願日が別の日である複数の特例小売商標登録出願の間に、これらと同一又は類似の通常の商標登録出願がなされた場合の、審査の処理については、以下のとおりです。

ここでは、以下の表の例で説明をします。この例は、最先の出願が小売等役務に係る商標登録出願（A）であり、Aの後になされた小売等役務に係る商標登録出願（C）との間の時期に商品又は小売等役務以外の役務に係る商標登録出願（B）がなされた場合において、AとCの協議、使用特例の主張又はくじの結果、Cのみが商標登録を受けるべき者となったという事例です。

【商品（役務）】



（解説）

出願A：最先の出願ではあるが、附則第7条第4項により同日出願とみなされるCの出願人との協議、使用特例主張又はくじで負けた。しかし、Cは、Bが登録されると第4条第1項第11号で拒絶される可能性がある。

出願B：Cよりは先願であるが、Aより後願である。Aが登録されると第4条第1項第11号で拒絶される可能性がある。しかし、Aは、Cとの協議又は使用特例の主張、又はくじで負けたため、第8条第2項又は第5項で拒絶される可能性がある。

出願C：附則第7条第4項により同日出願とみなされるAの出願人との協議又は使用特例の主張又はくじで勝ったが、Bが登録されると第4条第1項第11号で拒絶される可能性がある。しかしBは、Aが登録されると第4条第1項第11号で拒絶される可能性がある。

上記のような事例では、同日の出願とみなされた複数の特例小売商標登録出願の間に通常の商標登録出願がなされており各出願の処分を円滑に行うには、特例小売商標登録出願同士の審査を先に行って優先する商標登録出願を確定し、それに劣後した特例小売商標登録出願を即座に拒絶した後、優先する商標登録出願と通常の商標登録出願との間で先後願審査を行い、それぞれについて確定的な処分を行うこととします。具体的にはA出願（拒絶査定）→B出願（登録査定）→C出願（拒絶査定）の順で行われます。Aの拒絶の根拠はC、Cの拒絶の根拠はBとなります。ただし、Aの査定前にCについて放棄、取り下げ、却下、査定又は審決が確定したときはこの限りではありません。この場合には、Aの登録後にBについて拒絶査定をします。

(7) 使用特例商標登録出願の重複登録に伴う調整措置（改正法附則第8条第5項関係）

重複登録の措置により同一又は類似の小売等役務について使用をする同一又は類似の商標の双方が登録された場合であっても、その商標権の効力は、基本的には、通常の商標権と異なることはありません。したがって、第三者による登録商標の使用等の侵害行為に対しては差止請求、損害賠償請求等を行うことができます。また、商標権の移転や使用権の許諾もできます。

しかし、重複登録に係る他方の登録商標の使用に対しては差止請求等を行うことはできません。このため、重複登録の当事者間のトラブルを調整し、重複登録の弊害を防止する観点から、次の①及び②の措置をとることが認められています（改正法附則第8条第5項）。

① 混同防止表示請求（商標法第24条の4の準用）

重複登録に係る登録商標のうち、一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定小売等役務についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の業務上の利益が害されるおそれがあるときは、当該他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、当該一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者に対し、当該登録商標の使用について、その者の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができます。具体的にどのような表示にすべきかは個別の事例により異なりますが、例えば、自己の商号や営業地などを併記して需要者の混同を防ぐことが考えられます。

② 取消審判の特例（商標法第52条の2の準用）

重複登録に係る登録商標のうち、一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定小売等役務についての登録商標の使用であって他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る役務と混同を生じさせたときは、誰でも、商標登録の取消審判の請求ができます。

その結果として商標登録が取り消された場合には、その商標権者は取消審決確定後5年間は、その商標について再度、商標登録出願をしても、登録を受けることはできません（商標法第15条）。

なお、商標権者でなく、専用使用権者又は通常使用権者が混同を生じさせた場合にも、商標登録の取消審判を請求できます（商標法第53条）。

[第3部について以上]

第4部 不使用商標対策としての商標法第3条第1項柱書の運用の改善

1. 商標法第3条第1項柱書の運用の改善の背景

小売等役務商標制度の導入に際しての産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「商標制度の在り方について」においては、「商標法では出願に係る商品又は役務の区分ごとに出願手数料、商標権の登録料を納付することとなり、国際的な商品・役務の区分を定めるニース協定において、小売業等の役務は第35類に分類されている。このため、同協定に従うと、一区分（第35類）の料金で複数の小売業等に係る役務を記載することが可能であり、出願人が使用の意思のない役務を多数指定した場合には、これらの指定役務と混同を生じるおそれのある商品について網羅的に他人の登録を排除することも可能となることが懸念される。」として不使用商標に対する懸念を指摘した上で、「小売業等に係る役務商標出願については、商標法第3条第1項柱書きの規定の運用を強化し、その使用の意思又は使用実態の確認を行うことが適切であると考えられる。」とされています。

また、それ以外の商標登録出願についても、「商品や小売業以外の役務を指定する商標登録出願についても、取引の実情や出願実態等を踏まえ、商標法第3条第1項柱書きの運用の在り方について検討を行うことが適切であると考えられる。」とされています。

2. 商標法第3条第1項柱書の拒絶理由通知を通じた商標の使用又は使用意思の確認

商標法第3条第1項柱書において商標登録することができるとされている商標は、現在使用しているか又は近い将来使用する意思がある商標をいうとされており、そのため、現在又は将来に指定商品又は指定役務に係る業務が存在しない事態はあり得ないと一般的に解釈されています。

したがって、願書に記載された指定商品又は指定役務について、商標の使用又は使用意思があることに合理的な疑義がある場合には、第3条第1項柱書に違反するとの通知によって、商標の使用又は使用意思を確認することとします。その通知の際には、商標の使用又は使用意思があることの証拠を提出してください。

具体的には、願書に記載された指定商品又は指定役務が次の（1）又は（2）に該当するときは、原則として、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があるかについて合理的な疑義があるものと判断して、拒絶理由の通知を行い、この通知への反論のための意見書において出願人の業務を証明していただき、その出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用意思を確認します。

ただし、出願当初から後記3. に基づく資料が提出され、商標の使用又は使用意思が確認できる場合などは、第3条第1項柱書に違反するとの通知は行い

ません。

なお、出願人が出願に係る商標を指定商品又は指定役務について使用しないことが明らかなとき（例えば、法令上の制限により商品又は役務に係る業務を適法に実施できないことから、結果として商標を指定商品又は指定役務に使用しない場合）は、従来から第3条第1項柱書に違反するものとして取り扱っています。この取扱は、次の（1）又は（2）に該当するか否かにかかわらず、変更はありません。

（1）小売等役務を指定役務とする場合、原則として、次を目安に出願人の業務を通じて商標の使用又は使用意思を確認します。

- ① 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（以下、「総合小売等役務」といいます。）に該当する役務を個人（自然人をいう。）が指定して商標登録出願をした場合。
- ② 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて職権で調査を行っても、出願人が総合小売等役務を行っているとは認められない場合。
- ③ 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。

（2）指定商品又は指定役務の全般については、原則として、商品及び役務の区分の1区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいる場合には、出願人の業務を通じて商標の使用又は使用意思を確認します。

1区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲については、原則として、1区分内において8以上の類似群（95頁、資料編9．に抜粋を掲載している「類似商品・役務審査基準」に基づいて類似関係にあると推定された商品・役務を表すもの）にわたる商品又は役務を指定している場合を目安に、1区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるものについて出願人の業務を通じて商標の使用又は使用意思を確認します。

ただし、合理的な疑義があるとは明らかにいえない場合にまで、出願人の商標の使用又は使用意思を確認しようとするものではありません。

〔ワンポイント〕 第3条第1項柱書の審査における留意点

- ① 同じ類似群の商品又は役務が複数指定されていても、重複して数えません。ただし、「類似商品・役務審査基準」上、相互に類似と推定するものではなく、暫定的に設けた仮類似群コード（同基準で「09A59」「09A99」等の「その他のコード」とされているもの）に係る場合は、個別に類似する商品又は役務であるかを判断することになります。
- ② 小売等役務については、クロスサーチ対象の商品の類似群の数は考慮しません。
- ③ 第35類全体では8以上の類似群にわたる役務を指定していなくとも、小売等役務の部分が上記2.（1）に該当する場合には、小売等役務の部分について出願人の業務を通じて商標の使用又は使用意思を確認します。
- ④ 一の商品又は役務で多数の類似群が付与されており、しかも、他に適当な表示方法もない商品又は役務については、その商品又は役務にサーチのために便宜上8以上の類似群が付されている場合でも、一つの類似群と同様に扱うこととし、そのみをもって商標の使用又は使用意思の確認のための拒絶理由の通知は行いません。

3. 商標の使用又は使用意思を確認するための拒絶理由通知に対する対応

（1）商標の使用又は使用意思の立証について

- ① 商標の使用又は使用意思を確認するための拒絶理由の通知を受けた場合には、拒絶理由において指摘された商品及び役務の区分に属する指定商品又は指定役務のすべてについて、商標法第3条第1項柱書の「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるとの要件を満たすことを明らかにするために、少なくとも、類似群ごとに、出願に係る商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを明らかにしなければなりません。具体的には、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを示す証明書類など、次の（2）又は（3）で述べる必要書類を意見書とともに提出してください。
- ② 一区分内において8以上の類似群にわたる商品又は役務を指定している場合において、既にその一部の指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることは証明されており、証明されていない指定商品又は指定役務の類似群が7以下であるときであっても、拒絶理由通知を受けた場合には、その区分に属する指定商品又は指定役務のすべてを類似群ごとに証明しなければなりません。この場合には、未だ証明されていない指定商品又は指定役務についての必要書類を意見書とともに提出し、証明する必要があります。
また、拒絶理由の通知を受けた場合、未だ証明されておらず、商標の使用に疑義があるとされた指定商品又は指定役務について削除する補正が行われた結果、商標の使用又は使用意思に係る合理的疑義が解消されたときは、第3条第1項柱書の拒絶理由は解消したものとして扱います。た

だし、要旨の変更となる手続の補正は認められません。

- ③ 商標の使用又は使用意思を確認するための商標法第3条第1項柱書に違反するとの拒絶理由を通知したところ、必要書類とともに意見書の提出はあったものの、依然として出願人の商標の使用又は使用意思に疑義がある指定商品又は指定役務が残っている場合には、疑義が残る指定商品又は指定役務を通知して証明に必要な書類の追加提出を求めることとします。その場合は、その通知に従った対応をしてください。その通知にもかかわらず、出願人の商標の使用又は使用意思に疑義がある指定商品又は指定役務が残ったままであるときは、先に通知した理由により拒絶査定が行われることになります。

(2) 出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類について

出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明する書類は、具体的には次のような書類です（以下は、「商標審査基準 第1 第3条第1項 二、第3条第1項柱書 3.」の抜粋）。

- (2) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っていることの証明は、例えば、次の証拠方法によるものとする。
- ① 印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）
 - ② 店舗及び店内の写真
 - ③ 取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）
 - ④ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書
 - ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
 - ⑥ インターネット等の記事
 - ⑦ 小売等役務に係る商品の売上高が判る資料等
- (3) 小売等役務に係る業務を行っていることの証明は、次によることとする。
- (イ) 総合小売等役務に属する小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。
- ① 小売業又は卸売業を行っていること。
 - ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。
 - ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。
- (ロ) 総合小売等役務以外の小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。
- ① 小売業又は卸売業を行っていること。
 - ② その小売業又は卸売業が小売等役務に係る取扱商品を取り扱うものであること。

指定商品又は指定役務のうち、総合小売等役務について業務を証明するには、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていることを証明することがポイントです。カタログ、チラシ等の

資料によって、衣料品、飲食料品及び生活用品の各種商品を多数一括して取り扱っており、出願人が百貨店や総合スーパー等の事業者であることが明らかになっている場合は、総合小売等役務に係る業務を行っているものと認める予定です。しかし、カタログ、チラシ等の資料では、衣料品、飲食料品及び生活用品の各種商品の取り扱いに大きな差があるような場合には、衣料品、飲食料品及び生活用品の比率が重要な判断要素となりますので、その場合には「いずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること」(注)を証する資料が必要となります。

(3) 出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行う予定があることを証明するための書類について

出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行う予定があることを証明する為の書類は、具体的には次の書類となります(以下は、「商標審査基準 第1 第3条第1項 二、第3条第1項柱書 3.」の抜粋)。

(4) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行う予定があることの証明については、概ね出願後3～4年以内(登録後3年に相当する時期まで)に商標の使用を開始する意思を示す必要があるものとし、そのために商標の使用の意思を明記した文書、及びその準備状況を示す書類(事業計画書)の提出を求める。

前者については、

- ① 出願に係る商標を使用する意図
- ② 指定商品の生産、譲渡(販売を含む)のいずれの事業を具体的にを行うのか(指定役務の場合はその提供の計画)
- ③ 商標の使用の開始時期

を明記し、出願人が記名及び押印(法人の場合は、少なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印)したものとする。

後者については、使用開始に至るまでの具体的な事業の準備状況や計画(商品又は役務の企画の決定、工場や店舗の建設等)を記載したものとする。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業計画に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求めることとする。

商標の使用の意思を明記した文書及び準備状況を示す書類(事業計画書)については、例えば次の様式によることとし、双方の書類を提出します。

(注) 「10%～70%程度の範囲内」については、経済産業省の商業統計調査における業態分類の百貨店、総合スーパーの定義に基づいています。同統計においては、「百貨店、総合スーパー」の条件として「衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所」であることをあげています。

商標の使用を開始する意思

現在当社は、本願指定商品（役務）に係る業務を行っていないが、指定商品「〇〇」の生産、譲渡（販売を含む）の事業計画（指定役務の場合はその提供の事業計画）をもって、平成〇〇年〇〇月ころから商標の使用の開始をする予定である。

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

（出願人）

住所

名称

代表者

（印）

（注）出願人が記名及び押印（法人の場合は、少なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印）

事業計画書

〔計画の概要〕

平成 年 月

新規事業プロジェクトチーム設置

平成 年 月

企画の決定

平成 年 月

事業許可申請

平成 年 月

工場（店舗）の建設（着工・借用）予定

平成 年 月

生産（販売）開始予定

平成 年 月 日

（出願人）

住所

名称

代表者

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業計画に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求める場合があります。これらの書類は、商標法第72条第1項の規定により原則として、誰でも閲覧等ができることを踏まえ、実施状況や準備状況が裏付けられる範囲で、その他不要な部分をマスキングして提出することができます。

（４）同一出願人による「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」の提出の省略について

商標の使用又は使用意思を確認するための拒絶理由の通知を受けた場合において、その出願人が先にした別の商標登録出願において指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類を提出しているとき（概ね4年以内のものとしします。）は、その出願の番号と書類名等を意見書に記載することにより、その書類の提出を省略することができます。審査官は、この場合、当該先の商標登録出願において提出された書類によっ

て、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行っているか否かを確認しますが、当該資料が古すぎる（出願から概ね4年以内か否かを目安とします。）場合には、あらためて指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類を提出していただく必要があります。

また、先の商標登録出願において提出された書類が商標の使用の意思を明記した文書及び準備状況を示す書類（事業計画書）である場合には、その書類をもって準備状況を示す書類（事業計画書）の提出は省略できますが、商標の使用の意思を明記した文書については、先の出願とは商標が異なるので、省略することができません。したがって、商標の使用の意思を明記した文書は新規に提出していただく必要があります。さらに、それらの資料では出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期）までに商標の使用をすることが認められない場合も、あらためて確認を行うこととなります。

なお、出願人が先にした別の商標登録出願において指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類を提出している旨は、拒絶理由通知を待つことなく、出願当初からその旨を願書に記載しておくこともできます。その場合の願書への記載は、以下の要領で行ってください。

【ワンポイント】 既に証明書類を提出している旨についての願書への記載例

出願人が先にした別の商標登録出願において既に指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類を提出している旨を願書に記載する場合は、以下のとおり、願書の記載項目の欄の最後に「【その他】」欄を設けて、「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」の文字及びそれらを提出した事件の「出願番号」と「書類名及びその提出日」を記載して下さい。

（願書の記載例）

【書類名】 商標登録願

ㄥ

（省略）

【その他】 商標の使用又は使用意思に関する証明書類等

商願2007-〇〇〇〇〇〇

意見書（2007年〇〇月〇〇日提出）



4. 出願人の子会社等の業務に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務とした商標登録出願の取扱い

商標法第3条第1項柱書は、商標登録出願に係る商標が「自己の業務」に係る商品又は役務について使用をするものでなければならない旨を規定していますから、指定商品又は指定役務は出願人自身の業務に係るものでなければなりません。次の(1)ないし(4)においては出願人との間の実質的な関係を踏まえ、出願人自身の業務と同様に扱い得ることとします。

ただし、その場合には、使用者である子会社等が指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明する前述のような書類とともに、出願人との関係を証明する書類を提出する必要があります。出願人との関係を証明する書類については、次の(1)ないし(4)の事実が客観的に把握できるような「有価証券報告書総覧」、「株主総会関係資料」、「会社案内・カタログ・定款・パンフレット」、企業情報を内容とする定期刊行物、当該団体の構成員であることを証明する書面、フランチャイズ契約書等の証拠を提出してください。詳細は、このテキストの41頁(第3部)に掲載の「参考 商標審査便覧28.07(抜粋)」に準じて取り扱われますのでご参照ください。

(1) 出願人との関係が会社法上の子会社である場合

会社法(平成十七年法律第八十六号)上の子会社とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいいます(会社法第2条第1項第3号)。

(2) 出願人との関係が会社法の子会社であるとの要件を満たさないが①資本提携の関係があり、かつ、②その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合

①の事実と②の事実の双方を証明する書類を提出しなければなりません。「商標審査便覧28.07」の2.には、そのうちの②の事実の証明については、「自己の業務に関する事情説明書」の提出によって代えることができることとされていますが、その記載例は以下のとおりです。

自己の業務に関する事情説明書

1. 商標の使用に関する証明書類等における商標の使用者は乙社であるが、出願人甲社と乙社は、
 - ①甲社は、乙社に対する発行済株式保有率〇〇%の資本提携がある。
 - ②甲社は、人事・資金・技術・取引等の関係を通じて、乙社の財務・営業の方針に対して重要な影響を与えている。．．．．．(中略)．．．．．
の事情にあり、乙社の事業活動が事実上甲社の影響下にあつて、実質的には親子会社と同等の関係にある。
2. したがって、出願人甲社は、商標登録出願に係る商標を自己の業務に係る商品又は役務に使用する商標として出願するものである。
3. 以上のとおり相違ありません。
平成 年 月 日
(甲社) 住所
名称
代表者 (印)
(乙社) 住所
名称
代表者 (印)
4. 添付資料 ．．．．． 資本提携の存在を示す書類 1

(3) 出願人との関係が団体の構成員である場合

団体がその構成員に使用させる商標である団体商標を出願する場合においては、構成員の業務を出願人である団体の業務として扱うことができます。

(4) 出願人との関係が加盟店である場合

フランチャイズ契約に基づき加盟店であるフランチャイジーが行う業務を出願人であるフランチャイザーの業務として扱うことができます。

[ワンポイント] 商号を含む商標を出願する場合の注意点

出願人の子会社等の業務に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願する場合、子会社等の業務を出願人の業務と同様に扱えるものであったとしても、出願に係る商標が出願人と相違する名称であるとき（例えば、出願人の商号が「〇〇〇株式会社」であるのに、出願に係る商標が「株式会社△△△」である場合）は、商標法第4条第1項第7号に該当することになるので、商標登録を受けることができません。

5. この取扱いの開始時期

不使用商標対策のための商標法第3条第1項柱書の運用の改善は、平成19年4月1日以後にされた商標登録出願から運用を開始しました。

[第4部について以上]

第5部 引用商標権者による取引の実情の説明書等の第4条第1項第11号に関する審査への反映について

1. 引用商標権者による取引の実情を審査に反映させるための運用の背景

産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「商標制度の在り方について」においては、「商品又は役務の類似については、本来、取引の実情に即して判断を行うことが望ましく、通常の見解書に加えて取引の実情を知る引用商標権者の説明書が併せて提出された場合、類否判断における判断材料の一つとして当該説明書を参酌すべきであると考えられる」との指摘がなされ、更に「取引の実情を知る当事者の意思を踏まえた類否判断を行う仕組みについて検討することが適切であると考えられる」と指摘されるなど、引用商標権者による取引の実情の提示があった場合の類否の審査への反映が求められています。

2. 先行登録商標との類否審査における引用商標権者による取引の実情についての説明の有効性

商標の審査における商品又は役務の類否判断には、「類似商品・役務審査基準」（95頁、資料編9.に一部を抜粋したものを掲載しています。）が利用されています。

しかし、「商標の類否の判断は、商標が使用される商品又は役務の主たる需要者層（例えば、専門家、老人、子供、婦人等の違い）その他商品又は役務の取引の実情を考慮し、需要者の通常有する注意力を基準として判断しなければならない（商標審査基準 第3 第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）3.）」とされているところ、「類似商品・役務審査基準」において類似と推定された商品又は役務について使用される商標においても、例えば、対比する両商標の商品等に係る需要者層による商標への注意度の相違等によっては、第4条第1項第11号には該当しないと判断される場合もあり得ることから、その類否判断には、使用される商品又は役務の取引の実情を把握し、総合的に判断する必要があります。

そうとすれば、第4条第1項第11号の審査において考慮すべき指定商品又は指定役務の取引の実情について、出願人のみならず、引用された登録商標の商標権者からの指定商品又は指定役務の取引の実情についての説明書及び証拠が提出されるのであれば、審査官にとっても指定商品又は指定役務の取引の実情を把握する有効な資料の一つともなり得るものといえます。

3. 商標法第4条第1項第11号の趣旨との関係

引用商標権者が作成した取引の実情についての説明や証拠を参酌した類否判断は、商標法第4条第1項第11号の範囲内で運用するものであり、同規定の趣旨を逸脱した運用を行うことはできません。

商標法第4条第1項第11号の審査における登録商標や指定商品及び指定役務の範囲は、実際の商標の使用によってではなく、願書の記載によって定められるものです（商標法第27条）。

このため、願書に記載された商標や指定商品及び指定役務によって、商標と指定商品又は指定役務が明らかに同一又は類似の関係にあると判断される場合は、引用商標権者がいかなる内容の取引の実情の説明書を作成し、出願人が提出したとしても、商標法第4条第1項第11号に該当するものといわざるを得ません。

したがって、願書に記載された商標が同一又は類似し、かつ、願書に記載された指定商品又は指定役務も同一又は類似していることが明らかな場合には、この取扱いの対象外となります。

4. 取引の実情の第4条第1項第11号に関する審査への反映について

第4条第1項第11号に該当する旨の拒絶理由の通知において引用した登録商標の商標権者の作成した取引の実情を示す説明書及び証拠の提出が出願人よりあったときは、次のとおり取扱います。

(1) 本取扱いの対象

第4条第1項第11号の審査において、引用商標の商標権者による取引の実情を示す説明書及び証拠が提出された場合には、取引の実情を把握するための資料の一つとして参酌できることとします。

ただし、次の①及び②の場合は除きます。

- ① 願書に記載された商標が同一又は明らかに類似（注1）し、かつ、願書に記載された指定商品又は指定役務も同一又は明らかに類似（注2）するものである場合。
- ② 提出された書類が、取引の実情の客観的な説明及び証拠ではなく、単に商標登録出願に係る商標の登録について引用商標権者が承諾している旨を示すものである場合。

（注1） ここでいう商標の「同一又は明らかに類似」とは、例えば、商標法第50条における社会通念上同一と判断される商標、独立して出所表示機能を有する2以上の構成要素において、構成要素中の一が同一と判断される商標、及び、これらに準ずるほど類似していると判断される商標をいいます。

（注2） ここでいう指定商品又は指定役務の「同一又は明らかに類似」とは、商標審査基準九、第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）10. 及び11. で掲げる商品・役務に係る類否の比較全項目について、一致する蓋然性が高いと判断されるものをいいます。

〔商標審査基準（抜粋）九 第4条第1項第11号 10. 及び11.〕

10. 商品の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。
- (イ) 生産部門が一致するかどうか
 - (ロ) 販売部門が一致するかどうか
 - (ハ) 原材料及び品質が一致するかどうか
 - (ニ) 用途が一致するかどうか
 - (ホ) 需要者の範囲が一致するかどうか
 - (ヘ) 完成品と部品との関係にあるかどうか
11. 役務の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。
- (イ) 提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか
 - (ロ) 提供に関連する物品が一致するかどうか
 - (ハ) 需要者の範囲が一致するかどうか
 - (ニ) 業種が同じかどうか
 - (ホ) 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
 - (ヘ) 同一の事業者が提供するものであるかどうか

（２）取引の実情を示す説明書及び証拠

上記（１）の取扱いにより提出された引用商標の商標権者による取引の実情を示す説明書及び証拠を参酌した結果、第4条第1項第11号に該当しないと判断し得るのは、次の①及び②の場合に限られます。

① 類似関係にある指定商品等の全てについて説明書及び証拠が提出されること

引用商標の指定商品又は指定役務と「類似商品・役務審査基準」において類似すると推定される指定商品又は指定役務の全てについて、取引の実情の説明書及び証拠が提出され、それらを総合的に考察した結果、本願商標と引用商標の商標又は指定商品若しくは指定役務が類似しないと判断し得る場合です。

なお、取引の実情を示す説明書及び証拠については、類似と推定される個々の商品又は役務に関して、商標権者等及び出願人の両者が共に商品又は役務の取引を行っていることが必要であり、両者のどちらかに実際の取引実情がないときは、両者の比較をすることができず、審査で参酌すべき資料とはなりません。

② 引用商標の商標権に係る使用権者の全てについて説明書及び証拠が提出されること

引用商標の商標権について専用使用権又は通常使用権が設定されているときは、商標権者、専用使用権者及び通常使用権者の全てについて、取引の実情の説明書及び証拠が提出され、それらを総合的に考察した結果、本願商標と引用商標の商標又は指定商品若しくは指定役務

が類似しないと判断し得る場合です。

(3) 説明書及び証拠を参酌した審査の概要

取引の実情を示す説明書及び証拠の提出があった場合においては、特に、出願人が出願に係る商標を使用している実際の商品又は役務と引用した登録商標の商標権者等が登録商標の使用をしている実際の商品又は役務を比較し、両者の商品又は役務の供給・販売部門が異なっているか否か（例えば、「菓子」の分野では、駄菓子屋向けのビスケットと茶席向けの和菓子では生産業者や流通業者が異なる場合があると考えられます。）、主な需要者層が異なっているか否か（例えば、「布製身の回り品」の分野では、いわゆる高級ブランド品のショールとアニメのキャラクターグッズのハンカチでは主な需要者層が異なる場合があると考えられます。）、用途が異なっているか否か（例えば、「化粧品」の分野では、美容院向けの「パーマメント用液」と一般需要者向けの「香水」では用途及び需要者が異なる場合があると考えられます。）等の観点からそれらの資料を考察し、商品又は役務の類否を総合的に判断します。

5. この取扱いの開始時期

取引の実情の説明等を審査に反映するための商標法第4条第1項第11号の運用の対象は、平成19年4月1日以後に審査する商標登録出願からです。

[第5部について以上]

資料編

1. 商標法（改正条文（抜粋））
2. 意匠法等の一部を改正する法律附則（平成十八年法律第五十五号）（商標法関係部分（抜粋））
3. 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十八年十月二十七日政令第三百四十一号）（商標関係のみ抜粋）
4. 意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令（商標関係抜粋）
5. 小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書（様式第一）
6. 出願人名義変更届（様式第二）
7. 使用に基づく特例の適用に係る承継の届出書（国際商標登録出願）（様式第三）
8. 商標法施行令（第1条）の別表
9. 「類似商品・役務審査基準」（第28類、第35類 小売等役務（抜粋））
10. 特許法等と共通の改正
11. 主な問い合わせ先

1. ～ 7. 及び 10. の資料は、特許庁ホームページの「特許庁の取り組み→法改正のお知らせ」に、8. 及び 9. の資料は、同「資料室→基準・便覧・ガイドライン」に掲載されています。

1. 商標法（改正条文（抜粋））

意匠法等の一部を改正する法律 新旧対照表（下線部分は改正部分）

○商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）（第4条関係）

改 正 後	改 正 前
（定義等） 第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。） <u>2 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。</u> 3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。 一 （略） 二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、<u>輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為</u> 三～八 （略） 4 （略） <u>5 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。</u> <u>6 （略）</u> （団体商標） 第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人その他の社団（<u>法人格を有しないもの及び会社を除く。</u>）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。 2・3 （略） （侵害とみなす行為）	（定義等） 第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。） <u>2 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。</u> 3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。 一 （略） 二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為 三～八 （略） 4 （略） <u>5 （略）</u> （団体商標） 第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。 2・3 （略） （侵害とみなす行為）

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。 一 (略) 二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡、<u>引渡し又は輸出</u>のために所持する行為 三～八 (略) (侵害とみなす行為) 第六十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。 一 (略) 二 指定商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録防護標章を付したものを譲渡、<u>引渡し又は輸出</u>のために所持する行為 三～七 (略) (侵害の罪) 第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者(第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)は、<u>十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u> <u>第七十八条の二 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u> (両罰規定) 第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 二 <u>第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑</u> 二 (略) 2 (略) 3 <u>第一項の規定により第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。</u>	第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。 一 (略) 二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡<u>又は引渡し</u>のために所持する行為 三～八 (略) (侵害とみなす行為) 第六十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。 一 (略) 二 指定商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録防護標章を付したものを譲渡<u>又は引渡し</u>のために所持する行為 三～七 (略) (侵害の罪) 第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者は、<u>五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</u> (両罰規定) 第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 <u>第七十八条又は前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑</u> 二 (略) 2 (略)
---	---

2. 意匠法等の一部を改正する法律附則（商標法関係部分（抜粋））

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中意匠法第四条の改正規定及び第四条中商標法第七条の改正規定並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第一条中意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の改正規定、第六十九条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第七十四条の改正規定、第二条中特許法第二条、第百一条、第百十二条の三及び第百七十五条の改正規定、第百九十六条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第二百一条の改正規定、第三条の規定、第四条中商標法第二条第三項、第三十七条及び第六十七条の改正規定、第七十八条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第八十二条の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第三項並びに附則第三条第二項、第四条、第五条第二項、第九条、第十二条、第十三条及び第十六条の規定 平成十九年一月一日

三 （略）

第二条ないし第四条 （略）

（商標法の改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第二条第二項の規定は、この法律の施行後にする商標登録出願について適用し、この法律の施行前にした商標登録出願については、なお従前の例による。

- 2 新商標法第二条第三項、第三十七条及び第六十七条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。
- 3 新商標法第二条第二項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）について使用をする商標について商標登録を受けようとする者が、商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出展の日がこの法律の施行の日前であるときは、この法律の施行の日を出展の日とみなす。
- 4 小売等役務について使用をする商標について商標登録を受けようとする者が、商標法第九条の二、第九条の三又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条の二第二項の規定により優先権を主張しようとする場

合において、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日（以下この項において「出願日」という。）が、この法律の施行の日前であるときは、この法律の施行の日を出願日とみなす。

- 5 第一項及び前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。

（施行前からの使用に基づく商標の使用をする権利）

第六条 この法律の施行前から日本国内において不正競争の目的でなく他人の商標登録に係る指定役務又はこれに類似する役務（小売等役務に限る。）についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその役務についてその商標の使用をする場合は、この法律の施行の際現にその商標の使用をしてその役務に係る業務を行っている範囲内において、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

- 2 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、同項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。
- 3 第一項の規定により商標の使用をする権利を有する者は、この法律の施行の際現にその商標がその者の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、同項の規定にかかわらず、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。
- 4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。
- 5 前各項の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。

（施行後三月間にした商標登録出願についての特例）

第七条 この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間にした商標登録出願であって、小売等役務について使用をする商標に係るもの（以下この条において「特例小売商標登録出願」という。）についての商標法第四条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「するもの」とあるのは、「するもの（その商標登録に係る指定役務が第二条第二項に係るものである場合において、同項に係る役務について使用をするものを除く。）」とする。

- 2 特例小売商標登録出願についての商標法第四条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「するもの」とあるのは、「するもの（その商標権に係る指定役務が第二条第二項に係るものである

場合において、同項に係る役務について使用をするものを除く。）」とする。

- 3 特例小売商標登録出願についての商標法第八条第一項の規定の適用については、同項中「役務」とあるのは、「役務（第二条第二項に規定する役務を除く。）」とする。
- 4 特例小売商標登録出願についての商標法第八条第二項の規定の適用については、当該特例小売商標登録出願は、同日にしたものとみなす。

（使用に基づく特例の適用）

第八条 前条第四項の規定により同日にしたものとみなされた二以上の商標登録出願がある場合において、その商標登録出願がこの法律の施行前から自己の業務に係る小売等役務について日本国内において不正競争の目的でなく使用をしている商標について商標登録を受けようとするものであるときは、その商標登録出願人は、使用に基づく特例の適用を主張することができる。

- 2 使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、商標法第八条第四項の規定により指定された期間内に、その旨を記載した書面及びその商標登録出願が次の各号のいずれにも該当することを証明するために必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

一 その商標登録出願に係る商標がこの法律の施行前から日本国内において自己の業務に係る小売等役務について使用をしているものであること

。

二 その商標登録出願に係る指定役務が前号の小売等役務であること。

- 3 使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願であって、前項各号のいずれにも該当するもの（以下この条において「使用特例商標登録出願」という。）についての商標法第四条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第十号中「使用をするもの」とあるのは、「使用をするもの（自己の業務に係る役務（第二条第二項に規定する役務に限る。）を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であつてその役務について使用をするものを除く。）」とする。

- 4 第一項に規定する場合において、当該二以上の商標登録出願のいずれかが使用特例商標登録出願であるときは、商標法第八条第五項の規定の適用については、同項中「特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人」とあるのは、「意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第八条第三項に規定する使用特例商標登録出願の商標登録出願人（当該使用特例商標登録出願が二以上あつたときは、それらの使用特例商標登録出願の商標登録出願人）」とする。

- 5 商標法第二十四条の四及び第五十二条の二の規定は、前項の規定により読み替えられた同法第八条第五項の規定の適用により、同一又は類似の小売等役務について使用をする同一又は類似の二以上の登録商標に係る商標権について異なった者を商標権者とする設定の登録があつた場合に準用する

。

第九条ないし第十三条 （略）

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十五条ないし第十六条 （略）

3. 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令〔商標関係抜粋〕

(平成十八年十月二十七日政令第三百四十一号)

内閣は、意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

(中略)

(国際商標登録出願に係る優先権に関する経過措置)

第三条 改正法第四条の規定による改正後の商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）を指定役務とする国際商標登録出願（同法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願をいう。）について千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（以下「パリ条約」という。）第四条に定める優先権が認められる場合又は小売等役務について使用をする商標に係る商標登録出願について同法第六十八条の三十二第三項（同法第六十八条の十第二項及び第六十八条の三十三第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条の三十二第四項（同法第六十八条の十第二項及び第六十八条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により優先権が認められる場合において、最初の出願若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の日（以下「出願日」という。）が、改正法の施行の日前であるときは、改正法の施行の日を出願日とみなす。

(特例小売商標登録出願に関する経過措置)

第四条 改正法附則第七条第一項に規定する特例小売商標登録出願であって、商標法第八条第二項又は第五項（改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により商標登録を受けることができるとされる者（以下「優先商標登録出願人」という。）によるものに係る商標が、当該商標登録出願の日以前にされた商標登録出願（優先商標登録出願人以外の者による特例小売商標登録出願の日以後にされたものに限る。）に係る他人の商標又はこれに類似する商標であって、その商標に係る指定商品又は指定役務（小売等役務を除く。）に類似する小売等役務について使用をするものであるときは、その優先商標登録出願人による特例小売商標登録出願については、商標法第八条第三項の規定は、適用しない。ただし、優先商標登録出願人以外の者による特例小売商標登録出願について査定又は審決をする前に、優先商標登録出願人による特例小売商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又はその特例小売商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、この限りでない。

(小売等役務についての重複登録商標に係る商標権に関する経過措置)

第五条 改正法附則第八条第五項の登録商標に係る商標権についての特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第四条第三項第五号の規定の適用については、同号中「第五十二条の二第一項」とあるのは、「第五十二条の二第一項(意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)附則第八条第五項において準用する場合を含む。)」とする。

第六条 改正法附則第八条第五項の登録商標に係る商標権についての商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)第一条第一項第二号、第一条の二第三号及び第七条第五号の規定の適用については、これらの規定中「第五十二条の二第一項」とあるのは、「第五十二条の二第一項(意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)附則第八条第五項において準用する場合を含む。)」とする。

附 則

この政令は、改正法の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

4. 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令 [商標関係抜粋]

(平成十九年三月二十六日経済産業省令第十四号)

意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、この省令を制定する。

第一章 関係省令の整備等（第一条—第十三条）

第二章 経過措置（第十四条—第二十七条）

附則

(中略)

第二章 経過措置

(使用に基づく特例の適用の主張をする場合の手続)

第十四条 意匠法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第八条第一項の規定による使用に基づく特例の適用の主張は、様式第一によりしなければならない。

2 改正法附則第八条第二項の規定による手続は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下「特例法施行規則」という。）第三十四条の二の規定により指定された手続とみなす。

(使用特例商標登録出願の分割をする場合の手続)

第十五条 改正法附則第八条第一項の規定による使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願であって、同条第二項各号のいずれにも該当するもの（以下「使用特例商標登録出願」という。）について商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第十条第一項の規定による商標登録出願の分割があったときは、新たな商標登録出願について改正法附則第八条第一項の規定により使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、同条第二項の規定による手続において、その旨を申し出て、同項各号のいずれにも該当することを証する書類の提出を省略することができる。

(使用特例商標登録出願の変更をする場合の手続)

第十六条 使用特例商標登録出願について商標法第十一条第一項から第三項までの規定による商標登録出願の変更があったときは、新たな商標登録出願について改正法附則第八条第一項の規定により使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、同条第二項の規定による手続において、その旨を申し出て、同項各号のいずれにも該当することを証する書類の提出を省略することができる。

（他の使用特例商標登録出願がある旨の通知）

第十七条 審査官又は審判長は、改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する商標法第八条第五項の規定により二以上の使用特例商標登録出願に係る商標について商標登録を受けることができる場合において、当該使用特例商標登録出願の二以上について商標登録をすべき旨の査定又は審決があったときは、当該商標登録出願人に対し他に商標登録を受けることができる使用特例商標登録出願がある旨及びその番号をそれぞれ通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、特例法施行規則第二十三条の四の規定により指定された通知とみなす。

（使用特例商標登録出願に係る承継の届出）

第十八条 商標法第十三条第二項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第三十四条第四項又は第五項の規定による使用特例商標登録出願についての承継の届出は、その承継が当該使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務とともにされたものである場合は、様式第二によりすることができる。

2 前項の規定による業務とともにされた承継の届出は、特例法施行規則第十条及び第三十条の規定により指定された手続とみなす。

第十九条 商標法第六十八条の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた使用特例商標登録出願により生じた権利を当該使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務とともに承継した者は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第九条の規定により国際登録の名義人の変更が国際登録簿に記録された日から起算して三十日を経過する日までに、様式第三の届出書を特許庁長官に提出することができる。

（小売等特例商標に係る商標権の設定の登録の方法）

第二十条 改正法附則第八条第一項の規定による使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願に係る商標（以下「小売等特例商標」という。）について商標権の設定の登録をするときは、商標登録原簿には、商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第五条又は第五条の二の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部に当該商標権が小売等特例商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。

第二十一条 改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する商標法第八条第五項の規定による同一又は類似の役務（改正法第四条の規定による改正後の商標法第二条第二項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）に限る。）について使用をする同一又は類似の二以上の小売等特例商標（以下「小売等重複商標」という。）の一について商標権の設定の登録をする場合において、当該小売等重複商標の他の一についての登録商標があるときは、商標登録原簿には、前条の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部に当該商標権が小売等重複商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。

2 前項の規定により商標権の設定の登録をしたときは、他の小売等特例商標に

についての登録商標の第一表示部に小売等重複商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。ただし、当該小売等重複商標に係る商標権である旨を既に記録している場合には、記録することを要しない。

（小売等特例商標に係る商標権の分割等の登録の方法）

第二十二條 小売等特例商標に係る商標権について、商標登録令施行規則第九条又は第十一条の規定により登録をするときは、乙商標権の商標登録原簿の第一表示部には、小売等特例商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。ただし、当該商標権の分割又は分割移転により乙商標権のみが小売等特例商標に係る商標権となったときは甲商標権の第一表示部に記録した小売等特例商標に係る商標権である旨を抹消し、甲商標権のみが小売等特例商標に係る商標権となったときは乙商標権の第一表示部に小売等特例商標に係る商標権である旨を記録することを要しない。

第二十三條 小売等重複商標に係る商標権について、商標登録令施行規則第九条又は第十一条の規定により登録をするときは、乙商標権の商標登録原簿の第一表示部には、小売等重複商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。ただし、当該商標権の分割又は分割移転により乙商標権のみが小売等重複商標に係る商標権となったときは甲商標権の第一表示部に記録した小売等重複商標に係る商標権である旨を抹消し、甲商標権のみが小売等重複商標に係る商標権となったときは乙商標権の第一表示部に小売等重複商標に係る商標権である旨を記録することを要しない。

第二十四條 前二条の規定は、原商標権を三以上の商標権に分割又は分割移転する場合の登録の方法に準用する。

（小売等重複商標に係る商標権が当該商標権の移転により商標権者が同一となった場合の登録の方法）

第二十五條 小売等重複商標に係る商標権の設定の登録があった後において、当該商標権の移転の登録により当該商標権全ての商標権者が同一となったときは、当該商標権全ての商標登録原簿の第一表示部に記録した小売等重複商標に係る商標権である旨を抹消しなければならない。

（小売等重複商標に係る商標権の一を残して消滅した場合の登録の方法）

第二十六條 小売等重複商標に係る商標権の設定の登録があった後に、一の商標権以外の商標権全てについて消滅の登録をしたときは、小売等重複商標に係る商標権のうち消滅しないものの商標登録原簿の第一表示部に記録した小売等重複商標に係る商標権である旨を抹消しなければならない。

（小売等役務についての重複登録商標に係る商標権に関する経過措置）

第二十七條 改正法附則第八条第五項の登録商標に係る商標権についての商標登録令施行規則第三条第三項、第三条の二第三項及び第十六条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「第五十二条の二第一項」とあるのは、「第五十二条の二第一項（意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第

五十五号) 附則第八条第五項において準用する場合を含む。)」とする。
附則

(施行期日)

第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。
(略)

5. 小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書（様式第一）

様式第1（第14条関係）

【書類名】 小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【商標の使用者】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【商標登録出願人との関係】

【商標の使用に係る小売等役務名】

【商標の使用場所】

【商標の使用時期】

【提出物件の目録】

【物件名】 商標の使用の事実を示す書類 1

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21 cm、縦29.7 cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6 cm、左右及び下に各々2 cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3 cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4 mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願○○○○－○○○

- 〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように出願の番号又は国際登録の番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号等を記載する。
- 6 審判に係属中は、「【商標登録出願人】」を「【審判請求人】」と記載する。
- 7 「（【識別番号】）」は、なるべく記載するものとし、記載しないときは「（【識別番号】）」の欄は設けるには及ばない。
- 8 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 9 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 10 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。
- 11 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあっては「【代表者】」）の横にはるものとする。
- 12 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 13 「【商標登録出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【商標登録出願人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 【商標登録出願人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 14 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。
- 15 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあっては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「商標登録出願人〇〇の代理人」のように記載する。
- 16 代理人によるときは本人の印及び識別ラベル（本人が法人の場合にあっては、「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）は不要とし、代理人によらない

ときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

- 17 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 18 「【発送番号】」の欄には、協議命令等に記載された発送の番号を記載する。

- 19 「【商標登録出願人との関係】」は、商標登録出願人と商標の使用者との関係について「本人」、「子会社」、「構成組合員」、「加盟店」等のように記載する。なお、「本人」以外の場合は、商標登録出願人と商標の使用者との関係を証明する書類を提出しなければならない。

- 20 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第4項又は第5項の規定による承継の届出がされていた場合において、改正法の施行日（平成19年4月1日）より前の商標の使用者が譲渡人であったときは「【商標登録出願人との関係】」の欄に「譲渡人」と記載し、かつ、「【商標の使用に係る小売等役務名】」の欄に記載された役務に係る業務を承継したことを証明する書類を提出しなければならない。

- 21 「【商標の使用に係る小売等役務名】」は、商標の使用に係る小売等役務の名称を具体的に記載する。

- 22 「【商標の使用場所】」は、商標の使用者の営業所、事務所その他その商標の使用がされた場所のいずれか1の所在地を具体的に記載する。

- 23 「【商標の使用者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【商標の使用者】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【商標登録出願人との関係】

【商標の使用に係る小売等役務名】

【商標の使用場所】

【商標の使用時期】

【商標の使用者】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【商標登録出願人との関係】

【商標の使用に係る小売等役務名】

【商標の使用場所】

【商標の使用時期】

- 24 「商標の使用の事実を示す書類」は、次の要領により作成する。
- イ 日本工業規格A列4番の大きさの紙に、改正法附則第8条第2項各号のいずれにも該当することを証明することができる資料であって次に掲げるものを容易に離脱しないようにはり付ける。
- ① 「【商標の使用に係る小売等役務名】」の欄に記載された役務についての商標の使用の事実を証明する資料（商標と取扱商品とが掲載された小売等役務に関するパンフレット、カタログ若しくは広告又は商標が付された「役務の提供の用に供する物」とその取扱商品と一緒に撮影した写真等）
 - ② 出願人と「【商標の使用に係る小売等役務名】」の欄に記載された役務との関係を証明する資料（営業許可書、営業証明書又は店舗内外の写真等）
- ロ 写真をはり付ける場合は、日本工業規格A列4番の大きさ以下とする。写真以外の資料をはり付ける場合は、その資料の大きさが日本工業規格A列4番の大きさより大きいときは、それ以下に折り畳むものとする。
- ハ 写真をはり付けた場合は、写真をはり付けた紙の余白の上部若しくは下部に、又は写真をはり付けた紙と別の日本工業規格A列4番の大きさの紙に次の事項を記載する。この場合において、次の事項を記載した紙と写真をはり付けた紙とが別になっているときは、両者を連続してとじる。
- ① 撮影年月日
 - ② 撮影者の住所又は居所
 - ③ 撮影者の氏名又は名称
- ニ 写真以外の資料をはり付けた場合は、資料をはり付けた紙の余白の上部若しくは下部に、又は資料をはり付けた紙と別の日本工業規格A列4番の大きさの紙に次の事項を記載する。この場合において、次の事項を記載した紙と写真以外の資料をはり付けた紙とが別になっているときは、両者を連続してとじる。
- ① 資料の名称
 - ② 資料の作成年月日
 - ③ 資料の作成者の住所又は居所
 - ④ 資料の作成者の氏名又は名称
- 25 使用特例商標登録出願の分割又は変更があったときの新たな商標登録出願について、第15条又は第16条の規定により、「商標の使用の事実を示す書類」の提出を省略するときは、「【物件名】」の次に「【援用の表示】」の欄を設けて、もとの商標登録出願に係る事件の表示（出願番号等及び小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書の提出日）を記載する。
- 26 「（【提出日】 平成 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 27 提出書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。
- 28 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはいない。
- 29 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

6. 出願人名義変更届（様式第二）

様式第2（第18条関係）

【書類名】 出願人名義変更届
（【提出日】 平成 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【承継人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍】）
【承継人代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【譲渡人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【譲渡人代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【納付金額】）
【その他】 使用特例商標登録出願に係る業務の承継
【提出物件の目録】
【物件名】 権利の承継を証明する書面 1

〔備考〕

- 1 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、「【書類名】」を「出願人名義変更届（一般承継）」とする。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 2 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付し

た場合であって、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令第5条の規定による納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)別紙第4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の6に規定する納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。また、備考18及び19に該当する場合にあっては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

- 3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号を記載する。
- 4 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき(備考19に該当するときを除く。)は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 6 「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、承継人、譲渡人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 7 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」(法人にあっては「【代表者】」)の横にはるものとする。ただし、備考19に該当するときは、識別ラベルをはる場合であっても印を省略することはできない。
- 8 承継人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、承継人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあっては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 9 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏

- 名又は名称原語表記】」)の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 10 承継人が千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者(法人に限る。)のとき(備考9に該当するものを除く。)は、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」)の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。
- 11 承継人が商標登録出願により生じた権利の信託の受託者であるときは、「【承継人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。
- 12 商標法施行規則第22条第4項で準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「○／○」のように分数で記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法(明治29年法律第89号)第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「【その他】」の欄に、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。
- 13 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【承継人】

- (【識別番号】)
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- (【国籍】)

【承継人】

- (【識別番号】)
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- (【国籍】)

【承継人代理人】

- (【識別番号】)

【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【承継人代理人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【譲渡人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【譲渡人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【譲渡人代理人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【譲渡人代理人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

- 14 承継人について代理人の選任の届出を商標登録出願により生じた権利の承継の届出と同時にするときは、「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の【識別番号】、【住所又は居所】及び【氏名又は名称】を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【選任した代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

- 15 譲渡人だけで届け出るとき（権利の承継を証明する書面がその謄本若しくは抄本であって認証のあるもの又は譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したものであるときに限る。）は、承継人の印及び識別ラベル（承継人が法人の場合にあっては「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、承継人だけで届け出るとき（備考19に該当するときを除く。）は「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。ただし、備考19に該当するときは、登録権利者が承諾書を添付して申請をすると

き若しくは登録権利者又は登録義務者が商標登録令施行規則第4条の3に規定する書面を添付して申請をする場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。

- 16 団体商標の商標登録出願により生じた権利の承継の届出をするときは、登記事項証明書等の商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。

- 17 地域団体商標の商標登録出願により生じた権利の承継の届出をするときは、次の書面及び書類を添付する。

イ 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面として、登記事項証明書等及び同項の定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写し。この場合において、当該写しに代えて「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、当該設立根拠法律の該当条文その他必要な事項を記載することができる。

ロ 商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類として、出願に係る商標構成中の地域の名称と商標の使用をしている商品（役務）との密接な関連性を示す新聞、雑誌、書籍等の記事若しくはパンフレット、カタログ、広告又は商品（役務）に関する商標の使用規則等

ハ 商標法第7条の2第1項の規定による商標登録を受けようとする商標が使用された結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する必要があるときは、それを証明する書類

- 18 商標法施行規則第9条第2項の規定により、2以上の商標登録出願により生じた権利の承継の届出を一の書面でするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇、商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇、
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇、商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇、

- 19 商標法施行規則第9条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領により記載する。

イ 「【書類名】」を「商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【商標登録出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る登録番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号（事件の表示又は商標登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【商標登録出願人名義変更届に係る事件の表示】

商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇、商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇、

商願○○○○－○○○○○○○、商願○○○○－○○○○○○○、
【移転登録申請に係る商標登録番号】

商標登録第○○○○○○○○○号、商標登録第○○○○○○○○○号、
商標登録第○○○○○○○○○号、商標登録第○○○○○○○○○号、

ハ 「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本商標権の移転」のように記載する。

ニ 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする（ホに該当されるときを除く。）。

ホ 相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」、「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

ヘ 特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には「手数料 円」、「登録免許税 円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト 商標登録令（昭和 35 年政令第 42 号）第 10 条において準用する特許登録令（昭和 35 年政令第 39 号）第 36 条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第 1 項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第 2 項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2 以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

20 「（【国籍】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国（特例法施行規則第 2 条第 3 項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国）と同一であるときは、「（【国籍】）」の欄を設けるには及ばない。

21 承継人代理人が承継人全員を代理しないとき、又は譲渡人代理人が譲渡人全員を代理しないときは、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあっては、「【代表者】」）の次に

「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「承継人〇〇の代理人」又は「譲渡人〇〇の代理人」のように記載する。

- 22 「（【手数料の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

- 23 「【その他】」の欄は、「使用特例商標登録出願に係る業務の承継」と記載する。

- 24 商標法施行規則第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標法第35条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「【その他】」の欄にその旨を記載する。

- 25 商標法施行規則第22条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 26 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

- 27 「権利の承継を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」及び「使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務を承継したことを証する書面」等、相続によるときは「戸籍の謄本」、「住民票」及び「使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務を承継したことを証する書面」等、法人の合併によるときは「登記事項証明書」等とし、譲渡証書を次の文例により作成した場合には、「使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務を承継したことを証する書面」の提出を要しない。ただし、譲渡人だけで届け出るときは、譲渡人及び譲受人が記名し、印を押さなければならない。

(文例)

譲 渡 証 書

平成 年 月 日

住所（居所）

譲受人 殿

住所（居所）

譲渡人



下記の商標登録出願により生じた権利を、使用特例商標登録出願に係る指定役
務に係る業務とともに貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

商標登録出願の番号

28 その他は、様式第 1 の備考 1 から 4 まで、7、9、14、16 及び 26 から 29 まで
と同様とする。

7. 使用に基づく特例の適用に係る承継の届出書（国際商標登録出願）（様式第三）

様式第3（第19条関係）

【書類名】 使用に基づく特例の適用に係る承継の届出書（国際商標登録出願）
（【提出日】 平成 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【国際登録番号】
【商標登録出願人】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【提出物件の目録】
【物件名】 業務の承継を証明する書面 1

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【国際登録番号】」には、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように国際登録の番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【国際登録番号】」の欄に国際登録の番号を記載する。
- 2 「【商標登録出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【商標登録出願人】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【商標登録出願人】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 3 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【代理人】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 4 「業務の承継を証明する書面」は、使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務を承継したことを証する書面等とする。
- 5 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、14、15及び26から29まで並びに様式第2の備考26と同様とする。

8. 商標法施行令（第1条）の別表

区 分	分 野
第 1 類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第 2 類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第 3 類	洗淨剤及び化粧品
第 4 類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第 5 類	薬剤
第 6 類	卑金属及びその製品
第 7 類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第 8 類	手動工具
第 9 類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映写用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第 10 類	医療用機械器具及び医療用品
第 11 類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第 12 類	乗物その他移動用の装置
第 13 類	火器及び火工品
第 14 類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第 15 類	楽器
第 16 類	紙、紙製品及び事務用品
第 17 類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第 18 類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第 19 類	金属製でない建築材料
第 20 類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第 21 類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第 22 類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第 23 類	織物用の糸
第 24 類	織物及び家庭用の織物製カバー
第 25 類	被服及び履物
第 26 類	裁縫用品
第 27 類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第 28 類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第 29 類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第 30 類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
第 31 類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第 32 類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第 33 類	ビールを除くアルコール飲料
第 34 類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
第 35 類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 36 類	金融、保険及び不動産の取引
第 37 類	建設、設置工事及び修理
第 38 類	電気通信
第 39 類	輸送、梱包及び保管並びに旅行の手配
第 40 類	物品の加工その他の処理
第 41 類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第 42 類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第 43 類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第 44 類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第 45 類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

9. 「類似商品・役務審査基準」（第28類、第35類 小売等役務（抜粋））
第28類

スキーワックス，遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。），愛玩動物用おもちゃ，おもちゃ，人形，囲碁用具，歌がるた，将棋用具，さいころ，すごろく，ダイスカップ，ダイヤモンドゲーム，チェス用具，チェッカー用具，手品用具，ドミノ用具，トランプ，花札，マージャン用具，遊戯用器具，ビリヤード用具，運動用具，釣り具，昆虫採集用具

スキーワックス

05D01

[第4類 第16類]

遊園地用機械器具（「業務用テレビゲーム機」を除く。）

09G53

[第9類]

愛玩動物用おもちゃ

19B33

[第6類 第18類 第20類 第21類]

おもちゃ 人形

24A01

[第9類 第20類]

1 おもちゃ

(1) 金属製おもちゃ

おもちゃ時計 ころがしおもちゃ ゼンマイおもちゃ 電気式おもちゃ フリクションおもちゃ ブローチ 呼びこ レバーアクションおもちゃ

(2) 木製又は竹製のおもちゃ

板物おもちゃ 抜き物おもちゃ 箱物おもちゃ ひき物おもちゃ

(3) 紙製おもちゃ

色紙 写し絵 折り紙 紙風船 かるた 着せ替え 切り抜き 千代紙 ぬり絵

(4) 布製おもちゃ

縫いぐるみ

(5) プラスチック製おもちゃ

型押しおもちゃ ゼンマイおもちゃ 張り合わせおもちゃ 吹き込みおもちゃ

- (6) ゴム製おもちゃ
型物おもちゃ ゴムまり 薄層物おもちゃ 張り合わせおもちゃ 焼き物おもちゃ
- (7) おもちゃ楽器
オルゴール 鉄琴 ハーモニカ ピアノ 木琴
- (8) セットおもちゃ
組み立てセット 大工道具セット ままごとおもちゃ
- (9) 縁起くまで お手玉 おはじき おもちゃのけん銃 おもちゃの面 おもちゃ花火
きびがら クリスマスツリー 携帯用液晶画面ゲームおもちゃ こいのぼり 子供
用片足スクーター ジグソーパズル 自動車型幼児用四輪車 シャボン玉おもちゃ
たこ 粘土 羽子板 羽根 ビー玉 目なしだるま 揺り木馬 幼児用三輪車 幼児
用プール 輪投げ

2 人形

- (1) 日本人形
おすわり人形 五月人形及びその附属品 こけし人形 さくら人形 人形用被服
ひな人形及びその附属品
- (2) 西洋人形
人形用被服 フランス人形 マスコット人形
(備考) 「おもちゃ 人形」は、「囲碁用具 歌がるた 将棋用具 さいころ すご
ろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具
手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具」に類似する。

囲碁用具 歌がるた 将棋用具 さいころ すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具	2 4 B 0 1
---	------------------

- 1 囲碁用具
基石 碁け 碁盤
- 2 将棋用具
こま こま台 将棋盤
- 3 歌がるた さいころ すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム チェス用具
チェッカー用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具
- 4 手品用具
(備考) 「囲碁用具 歌がるた 将棋用具 さいころ すごろく ダイスカップ ダ
イヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 ト
ランプ 花札 マージャン用具」は、「おもちゃ 人形」、第9類の「家庭用
テレビゲームおもちゃ 携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶
させた電子回路及びCD-ROM」及び第20類の「揺りかご 幼児用歩行器」
に類似する。

遊戯用器具 ビリヤード用具	2 4 B 0 2
----------------------	------------------

[第24類]

- 1 遊戯用器具
コリントゲーム器具 スマートボール器具 スロットマシン 抽選器 ぱちんこ器具

- 2 ビリヤード用具
キュー キュー用チョーク 球 点数表示板 ビリヤード台

運動用具

24C01

[第6類 第8類 第9類 第19類 第20類 第21類 第22類 第25類 第27類]

- 1 野球用具及びソフトボール用具
グローブ 硬式ボール ソフトボール 軟式ボール バッティング用手袋 ネット
バット バットケース ベース マスク ミット 胸当て
- 2 球技用具
肩当て すね当て チューブ ネット ひざ当て ボール
- 3 陸上競技用具
円盤 サークル スターティングブロック バー ハードル バトン ハンマー 砲
丸 棒高跳びポール やり
- 4 テニス用具及びバドミントン用具
硬式ボール シヤトルコック 軟式ボール ネット ラケット ラケットガット ラ
ケットケース
- 5 卓球用具
卓球台 ネット ボール ラケット ラケットケース
- 6 ホッケー用具
スティック すね当て 手袋 パック ボール 胸当て
- 7 ゴルフ用具
キャディーバッグ クラブ グリーンマーカー ティー 手袋 ボール 練習用マッ
ト
- 8 ボウリング用具
ボウリンググローブ ボウリングバッグ ボール
- 9 スキー用具
シール スキー スキーエッジ スキーケース 締め具 スクレーパー ストック
- 10 スケート用具
アイススケートエッジ スケート靴 ローラースケート
- 11 ボクシング用具
グローブ サンドバッグ パンチングボール バンデイジ マウスピース
- 12 弓道用具
弦 こて 的 矢 矢筒 弓 洋弓
- 13 フェンシング用具
サーベル スオード 手袋 フォイル マスク
- 14 剣道用具
こて 竹刀 胴 木刀 面
- 15 体操用具
あん馬 スプリング台 つりわ 鉄棒 跳び箱 踏切板 平均台 平行棒
- 16 新体操用具
帯状布 こん棒 なわ ボール 輪
- 17 重量挙げ用具
あれい 重量挙げ用ベルト ダンベルシャフト バーベル
- 18 足ひれ 呼吸管 水中銃
- 19 ウインドサーフィン用のボード 運動用固定式自転車及びそのローラー エキスパン

ダー カーリング用具 組立て式プール ゲートボール用具 サーフボード サーフボード用バッグ サポーター シーソー 水上スキー スカッシュ用具 スケートボード スターターピストル スノーボード すべり台 縄跳び用の縄 バトントワリング用 バトン パラグライダー ハンググライダー ぶらんこ ホイッスル ボブスレー 木馬 ライン引き ラクロス用具 ロージン

釣り具

2 4 D 0 1

[第 31 類]

浮き おもり たも網 突き棒 釣り糸 釣りざお 釣りざおケース 釣針 釣り用
かご リール ルアー

昆虫採集用具

2 5 B 0 2

柄付き捕虫網 昆虫採集箱 昆虫胴乱 殺虫管 毒つぼ

第35類小売等役務（抜粋）

意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）の施行に伴う改正後の商標法第2条第2項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）に関する審査基準の追加について

（１）小売等役務に係る以下の審査基準は、出願日が平成19年4月1日以降の出願に適用されます。

（２）小売等役務の類似群コードについて

①「35K02」等の点線枠  内の小売等役務同士は互いに類似するものと「推定」します。

一方、点線枠  を超えた小売等役務同士は類似しないものと「推定」します。

②□（四角カッコ）内の「35K02」等の右側の（ ）内の類似群コードは、小売等役務が類似するものと「推定する」商品についての類似群コードです。

例えば、「35K02（16A01・17C01）」において、「織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は、「35K02」の類似群コードを有する他の小売等役務と類似するものとして「推定」されるほか、「16A01」の類似群コードを有する商品「織物」及び「17C01」の類似群コードを有する商品「寝具類」とも類似するものと「推定」します。

また、「織物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」のように小売等役務の取扱商品が「16A01」の類似群コードに係るものだけの場合は、「16A01」の類似群コードの商品のみと類似するものとして「推定」します。

③「35K01」以外的小売等役務につきましては、その取扱商品の範囲を減縮する補正を可能とします。その場合、右側の（ ）内の類似群コードは、補正後の小売等役務の取扱商品に対応して変更されることとなります。

例えば、「○○・△△・××の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の役務表示については、「××」の商品表示を削除して「○○・△△の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と補正することが可能ですが、その場合、商品の類似群コードとしては「○○・△△」に対応する取扱商品の類似群コードのみが付与されることとなります。

④ある商品を取扱う小売等役務については、その商品と備考類似の関係にある商品と備考類似として扱うこととします。

衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K01

35K02

織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K02 (16A01・17C01)

被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K02 (17A01・17A02・17A03・17A04・17A07)

履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K02 (22A01・22A02・22A03)

かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K02 (21C01)

身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K02 (17B01・19B23・21A01・21A02・21A03・
21B01・21F01・22B01・22C01)

飲食物品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K03 (28A01・28A02・28A03・28A04・29A01・
29B01・29C01・29D01・30A01・31A01・
31A02・31A03・31A04・31A05・31A06・
31B01・31C01・31D01・32A01・32B01・
32C01・32C02・32D01・32D02・32D03・
32D04・32E01・32F01・32F02・32F03・
32F04・32F05・32F06・32F07・32F08・
32F09・32F10・32F11・32F12・32F13・
32F14・32F15・33A01)

酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K03 (28A01・28A02・28A03・28A04)

食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K03 (32A01)

食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K03 (32C01・32C02)

野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K03 (32D01・32E01)

菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K03 (30A01)

米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K03 (33A01)

牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K03 (31D01)

清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K03 (29C01)

茶・コーヒー及びココアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K03 (29A01・29B01)

加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K03 (32F01・32F02・32F03・32F04・32F05・
32F06・32F07・32F08・32F09・32F10・
32F11・32F12・32F13・32F14・32F15)

自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K04 (12A05)

3 5 K 0 5

二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

3 5 K 0 5 (1 2 A 0 6)

自転車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

3 5 K 0 5 (1 2 A 0 6)

3 5 K 0 6

家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

3 5 K 0 6 (2 0 A 0 1)

建具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

3 5 K 0 6 (2 0 A 0 1)

畳類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

3 5 K 0 6 (2 0 B 0 1)

葬祭用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

3 5 K 0 7 (2 0 F 0 1)

電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K08 (11A01・11A02・11A03・11A04・11A05・
11A06・11B01・11C01・11D01)

35K09

手動利器・手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K09 (13A01・13A02・13A03・13B01・13B02・
13B03・13B04・13C01)

台所用品・清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K09 (19A01・19A02・19A03・19A04・19A05)

35K10

薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K10 (01B01・01C01・01C02・01C03・01C04)

化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K10 (04A01・04B01・04C01)

35K11

農耕用品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K11 (02A01・09A41・09A42・09A43・09A44・
09A45・09A46・09A47・09A48・09A59・
33B01・33C01・33D01)

花及び木の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K11 (33D01)

燃料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K12 (05A01・05A02)

35K13

印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K13 (26A01)

紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K13 (25A01・25B01)

運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K14 (24C01・24C02)

おもちゃ・人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K14 (24A01・24B01・24B02)

楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K15 (24E01)

写真機械器具及び写真材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K16 (10B01・10E01)

時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K17 (23A01・23B01)

たばこ及び喫煙用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K18 (27A01・27B01)

建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K19 (07A01・07A02・07A03・07A04・07A05・07A06・
07A07・07B01・07C01・07D01・07E01)

宝玉及びその模造品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

35K20 (21D01)

愛玩動物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

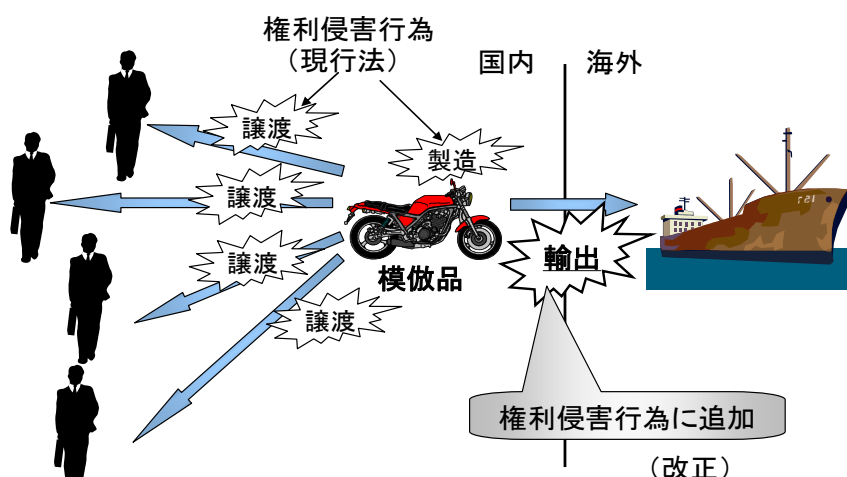
35K21 (33D02)

10. 特許法等と共通の改正

特許法と共通の改正

1. 「輸出」の定義規定への追加

意匠法、特許法及び実用新案法の実施の定義並びに商標法の使用の定義に輸出を追加し、模倣品の輸出を侵害行為として、水際で差止めることなどができるようにする(商標法第2条第3項2号等)。



(1) 現行の制度の問題点

① 模倣品の国境を越えた取引の増大

経済のグローバル化の進展により、企業等による国境を越えた経済取引が活発化し、我が国産業財産権を侵害する物品が国境を越えて取引される事例が増大。

② 現行の制度下における対応の限界

国内における製造や譲渡が秘密裏に行われ、輸出段階で侵害品が発見された場合や、侵害者が自分で国外へ侵害物品を持ち出す場合など、産業財産権法において実施又は使用とされている「製造」や「譲渡」等では適切な差止めを行うことができないという間隙が存在。

(2) 改正の内容

意匠法、特許法及び実用新案法の「実施」の定義並びに商標法の「使用」の定義に「輸出」を加える。これにより、模倣品の輸出行為を水際で差止め等を行うことを可能とする。

また、譲渡目的の所持が「侵害とみなす行為」とされることに伴い、「輸出目的の所持」行為を侵害とみなす行為として規定する。

(3) 施行時期

平成19年1月1日から施行する。

施行日以降の輸出行為から改正法は適用される(附則第2条第3項等)。

2. 刑事罰の強化

産業財産権の侵害罪に係る量刑を引き上げるとともに、法人重課に係る罰金額の上限を引き上げるなど、刑事罰の強化を行う。(特許法第196条等)

罰則行為	量刑(懲役・罰金)の上限				併科		法人重課(罰金)の上限		
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	改正後
特許法 特許権侵害	第196条 (直接侵害) (間接侵害)	5年・500万円	第196条 (直接侵害)	10年・1千万円	×	○	第201条 (直接侵害) (間接侵害)	1億5千万円	3億円
			第196条の2 (間接侵害)	5年・500万円					
実用新案法 実用新案権侵害	第56条 (直接侵害) (間接侵害)	3年・300万円	第56条 直接侵害 間接侵害	5年・500万円	×	○	第61条 (直接侵害) (間接侵害)	1億円	3億円
			第56条 直接侵害 間接侵害	5年・500万円					
意匠法 意匠権侵害	第69条 (直接侵害) (間接侵害)	3年・300万円	第69条 (直接侵害)	10年・1千万円	×	○	第74条 (直接侵害) (間接侵害)	1億円	3億円
			第69条の2 (間接侵害)	5年・500万円					
商標法 商標権侵害	第78条 (直接侵害) (間接侵害)	5年・500万円	第78条 (直接侵害)	10年・1千万円	×	○	第82条 (直接侵害) (間接侵害)	1億5千万円	3億円
			78条の2 (間接侵害)	5年・500万円					

(1) 現行の制度の問題点

現行の制度においては、特許権及び商標権侵害罪に係る刑事罰が5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、実用新案権及び意匠権侵害罪に係る刑事罰が3年以下の懲役又は300万円以下の罰金となっている。また、いずれにおいても懲役刑と罰金刑の併科は規定されていない。両罰規定における法人重課の罰金額については、特許権及び商標権侵害罪に係る罰金額が1億5千万円以下、実用新案権及び意匠権侵害罪に係る罰金額が1億円以下となっている。

しかしながら、近年、デザインの創作やブランドの確立、革新的な技術発明などを通じた製品・サービスの差別化・高付加価値化が重視される傾向にあり、工業所有権の侵害による被害が甚大なものとなっていることから、産業財産権の侵害に対する強固な対応が求められている。

(2) 改正の内容

意匠権、特許権及び商標権の直接侵害に対する懲役刑の上限を10年、罰金額の上限を1000万円に引き上げるとともに、実用新案権の侵害罪に係る懲役刑の上限を5年、罰金刑の上限を500万円に引き上げる。一方、みなし侵害行為(いわゆる「間接侵害」)については、産業財産権四法ともに懲役5年とし、罰金刑は500万円とする。

また、四法統一的に懲役刑と罰金額の併科を導入し、法人重課については、3億円以下の罰金に引き上げる。

(3) 施行時期

平成19年1月1日から施行する。

1 1. 主な問い合わせ先

- ◆特許庁所在地 千100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
- ◆開 庁 日 月～金曜日（平日）
- ◆問い合わせ受付時間 9：00～17：30
- ◆電話＜代表＞ 03-3581-1101（音声ガイダンスに従って操作してください。）

○＜法改正に関すること＞

総務部 総務課 制度改正審議室
内線 2118 Fax 03-3501-0624 電子メール PA0A00@jpo.go.jp

○＜小売等役務商標に関して＞

審査業務部 商標課 小売等役務商標推進室
内線 2806・2807
電子メール PA1481@jpo.go.jp

○＜商標の審査・基準に関すること＞

審査業務部 商標課 商標審査基準室
内線 2807 Fax 03-3580-5907 電子メール PA1T00@jpo.go.jp
審査業務部 商標課 商標制度企画室
内線 2806 Fax 03-3580-5907 電子メール PA1T80@jpo.go.jp

●特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/indexj.htm

The screenshot shows the JPO homepage with the following elements:

- Header:** "特許庁 Japan Patent Office" logo and navigation links like "ホームページ内検索", "更新履歴", "サイトマップ", "クイックガイド", and "お問い合わせ".
- Left Sidebar:** A menu with links such as "制度の紹介", "出願から審査、審判、登録まで", "特許庁の紹介", "特許庁の取り組み", and "資料室".
- Center:** A large graphic of a lightbulb containing a city skyline.
- Right Sidebar:** A "クイックガイド" (Quick Guide) section with links for "特許・実用新案", "意匠", "商標", "インターネット・公報", and "弁理士".
- Main Content Area:**
 - 特許行政サービスメニュー**: A list of services including "サービスメニュー一覧", "料金が安くなる?", "無料で先行技術が調査できる?", "審査請求料の全額返還", "審査を早くするには?", and "手続きがわからない時は?".
 - 知財イベントカレンダー**: A section for intellectual property events.
 - IPDL 特許電子図書館**: A link to the Industrial Property Digital Library.
 - CoolBiz**: A section for energy-saving initiatives.
 - トピックス**: A section for topics, including "広報の広場", "インノベーション促進のための特許審査改革加速2007", "審査・審判の取り組み", "特許審査ハイウェイについて", "日米ハイウェイ試行継続", "日米ハイウェイPCT出願への拡大開始", "日英ハイウェイ7月1日開始", "商標審査について", "小売等役務商標制度の部屋", "地域団体商標制度について", and "地域団体商標制度の部屋".

Two callout boxes are present:

- Left Callout:** Points to the "トピックス" section, specifically highlighting "小売等役務商標制度の部屋".
- Right Callout:** Points to the "クイックガイド" section, specifically highlighting the link "商標に関しては".

小売制度に関するトピック等は、「小売等役務商標制度の部屋」を、ご覧ください。

制度の概要・手続方法・必要な料金等については、「クイックガイド」の「商標に関しては」を、ご覧ください。

産業財産権制度シンボルマーク



平成19年7月 作成